

別記様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

令和6年3月29日

（宛先）栃木市長

（栃木市議会議長経由）

会派の名称

真政クラブ

会派代表者氏名

森戸 雅孝

（自署しない場合は、記名押印してください。）

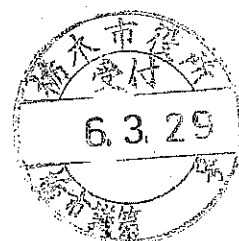
（所属議員 7 人）

政務活動費の交付を受けたいので、栃木市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額（令和5年4月～令和6年3月分） 2,029,039 円

<内 訳>

項 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費	円	
調 査 旅 費	1,686,950 円	調査研究活動費
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	249,585 円	新聞代、図書購入
会 議 費	円	
人 件 費	円	
その他の経費	92,504 円	インターネット利用料等
支 出 合 計	2,029,039 円	



別記様式第2号 (第3条関係)

政務活動費実績報告書

金額 1,686,950 円

令和6年3月29日

会派代表者氏名 真政クラブ 森戸 雅孝

支出項目	調査旅費
内 訳	1. 10月4日～10月6日 行政視察 ①交通費 690,120円 ②宿泊費 120,000円 ③振込手数料 1,100円 ④バス・ハイヤー代 5,800円 ⑤手土産代・送料 11,820円 計 828,840円 2. 2月5日～2月6日 行政視察 ⑥交通費 779,680円 ⑦宿泊代 70,000円 ⑧振込手数料 550円 ⑨手土産代・送料 7,880円 計 858,110円 <u>合計 1,686,950円</u>
事 由	行政視察のため 1 ・ 水害タイムラインについて ・ 地域おこし協力隊の活動について ・ 議会基本条例について ・ 移住・定住について 2 ・ 子ども・子育て支援事業計画について ・ 熊本市企業立地ガイドについて
債 権 者	①②⑥⑦ 京王観光株式会社 さいたま支社
住所・氏名	さいたま市大宮区宮町 2-55-2 第一大宮ビル 8 階 ③⑧ 栃木信用金庫 栃木市万町 9-28

	④北海道中央バス(株) 札幌市中央区大通東 1-3 (株)栗山ハイヤー 夕張郡栗山町字中里 61-59 ⑤⑨ (株)金柑屋菓子店 栃木市菌部町 3-2-19
--	---

(様式第4号)

視察及び研修会旅費計算票兼支払証明書

会派名	真政クラブ	科目	調査旅費			
視察研修月日	令和5年10月4日～令和5年10月6日					
参加者	川田俊介・森戸雅孝・梅澤米満・福富善明・大阿久岩人・小堀良江					
視 察 研 修 名	会派行政視察 北海道滝川市：水害タイムラインについて 地域おこし協力隊の活動について 北海道栗山町：議会基本条例について 北海道美唄市：移住・定住について					
場 所	北海道滝川市・栗山町・美唄市					
視 察 研 修 経 路						
※行程・運賃のわかる経路図を添付してもよい。						
別紙のとおり						
※交通費は、区間ごとに記入してください。						
支出区分	区間等	単 価	数量	合 計	備 考	
J R 乗車券	栃木～浜松町	1,690	6	10,140	京王観光領収書分 8/10/20A	
新幹線指定券	小山～東京	3,180	6	19,080		
東京モノレール	浜松町～羽田空港	500	6	3,000		
航空券	羽田～新千歳空港	43,890	6	263,340		
乗車券	新千歳空港～滝川	2,440	6	14,640		
指定券	新千歳空港～札幌	840	6	5,040		
特急券	札幌～滝川	1,680	6	10,080		
乗車券・特急券	滝川～岩見沢	2,130	6	12,780		
バス(高速ゆうばり号)	栗山駅～札幌駅	1,220	6	7,320		
往復乗車券	札幌～美唄	2,580	6	15,480		
特急券	札幌～美唄	1,680	6	10,080		
特急券	美唄～札幌	1,680	6	10,080		
乗車券・特急券	札幌～新千歳空港	1,990	6	11,940		
航空券	新千歳～羽田空港	43,750	6	262,500		
東京モノレール	羽田空港～浜松町	500	6	3,000		
乗車券	浜松町～栃木	1,690	6	10,140		
新幹線指定券	東京～小山	3,580	6	21,480		
宿泊代	ホテル三浦華園	10,000	6	60,000		
宿泊代	ソラリア西鉄ホテル札幌	10,000	6	60,000		
振込手数料	京王観光(株)への振込	550	2	1,100	栃木信用金庫 明細書	

北海道中央バス	岩見沢駅～栗山駅	600	6	3,600	北海道中央バス領収書
栗山ハイヤー	栗山駅～栗山町役場	550	2	1,100	栗山ハイヤー領収書
栗山ハイヤー	栗山町役場～栗山駅	550	2	1,100	栗山ハイヤー領収書
手土産・送料 菓子折 2,480 円×3 個 送料 1,460 円×3 カ所	滝川市・栗山町・美唄市	11,820	1	11,820	金耕屋領収書
会派合計				828,840	

※計算票に代えて、旅行社等からの請求書又は領収書に添付された明細書を提出してもよい。

※領収書のない切符代等は備考欄に領収書なしと表示し、下欄の支払い証明を記入すること。

上記のとおり支払ったことを証明します。		令和 6 年 3 月 2 日	
会派名	真政クラブ	代表者名	森戸雅孝

(自署しない場合は記名押印してください。)

10/4～10/6 行政視察日程表（真政クラブ）

目次	日 付	ス ケ ジ ュ ー ル
1	10月4日 (水)	06:41 06:51/07:02 07:44/07:55 08:01/08:08 栃木駅++小山駅(乗換)++<なすの258>++東京駅(乗換)++浜松町駅(乗換)++ 08:30/09:45発 11:20着~13:06 13:43/14:00 羽田空港→<JAL509>→新千歳空港(自由昼食)++<I7ホ-131>++札幌駅(乗換) 14:52 *研修15:30~17:00 ++<カムイ19>++滝川駅=<タクシー2分>==滝川市役所(研修)・・<歩10分>・・ホテル(泊)
2	10月5日 (木)	09:02 09:29/10:15発 10:57着 ホテル・・滝川駅++<カムイ12>++岩見沢駅(乗換)=<北海道中央バス>==栗山駅・・ *研修13:30~15:00 ・・<徒歩1分>・・市内(昼食)・・<徒歩12分>・・栗山町役場(研修)・・<徒歩12分>・・ 16:20発 17:28着 栗山駅=<高速ゆうばり号>==札幌駅・・<歩3分>・・ホテル(泊) *夕食18:30~
3	10月6日 (金)	09:00 09:35 *研修10:00~11:30 11:45~ ホテル・・札幌駅++<カムイ7>++美唄駅・・<歩15>・・美唄市役所(研修)・・市内(昼食)・・ 13:50 14:25/14:35 15:13~17:30発 美唄駅++<ライラック24>++札幌駅(乗換)++<I7ホ-146号>++新千歳空港→<ANA074>→ 19:10/19:38 20:02~20:08 20:15~20:28 21:08~21:30 21:41 羽田空港++浜松町駅(乗換)++東京駅(乗換)++<なすの271>++小山駅++栃木駅

バス・車 === 飛行機 == => 列車—— 船~~~~ 徒歩……

【施設連絡先】

種 別	施設名	T E L	住所	備考
10/4 宿泊	ホテル三浦華園	012-522-2101	滝川市花月町1-2-26	滝川駅徒歩7分
10/5 宿泊	ソラリア西鉄 ホテル札幌	011-208-5555	札幌市中央区北4条西5丁目1	札幌駅徒歩2分

領 収 書

No. XXXXXXXXXX
発行日: 2023年11月10日

栃木市議会 様

¥810,120-

上記の金額正に領収致しました

クレジットカード ¥0
クレジットカード以外 ¥810,120

領収日: 2023年10月23日
但し:

印紙税申告納
付につき日野
税務署承認済

京王観光株式会社
さいたま支店
TEL: 048-647-0025

社		担当者印	
印			

【社印、担当者印なきもの及び金額訂正したものは無効です】

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引日 05 09 08 12220017-0031
バス・バス全乗降券・店番・口座番号
1222-0010-*****000
お引出
¥550
お取引金額
¥700,000*
お取引後残高
028223-5422
ケイオウカンコウ(カ)様
オオアワ イワト様

栃木信用金庫

真政クラブ様

金額 ¥3600 (10%税込)

普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券
代金として、上記の金額を領収致しました。

5年 10月 5日

北海道中央バス株式会社

登録番号: T4430001050451

領収
-5.10.-5

(ご注意)

- この領収証は、普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券の発売に際して発行するものです。
- 領収印もしくは担当者印のないもの、金額の訂正してあるものは無効です。
- 再発行は致しません。

担当者

バス・バス全乗降券・店番・口座番号
1222-0010-*****000
お引出
¥550
お取引金額
¥110,120*
お取引後残高
028223-5422
ケイオウカンコウ(カ)様
オオアワ イワト様

栃木信用金庫

領収証

真政クラブ様

25年 9月 28日

合計11820

菓子折

2,480円 x 3個
= 7,440円

但品代(3件分)

上記正に領収いたしました

内訳	
税率 8%	金額(税抜税込) 7,440-
	消費税額等 551-
税率 10%	金額(税抜税込) 4,380-
	消費税額等 398

コクヨ ウケ-1048

合計 ¥550円

上記の様に領収致しました

消費税率 10%
登録番号 T4430001047241

ご乗車ありがとうございました、
又の御利用をお待ち申し上げます、

(株)栗山ハイヤー

夕張郡栗山町字中里61番地59

お忘れ物、お気づきの点は...

(0123)

TEL 72-1147

領書	
現金・切	割引 No. []
日付 2	05日 12:32
車番 []	0000
基本運賃	¥550円
合計	¥550円

上記の様に領収致しました

消費税率 10%
登録番号 T4430001047241

ご乗車ありがとうございました、
又の御利用をお待ち申し上げます、

(株)栗山ハイヤー

夕張郡栗山町字中里61番地59

お忘れ物、お気づきの点は...

(0123)

TEL 72-1147

合計 ¥550円

上記の様に領収致しました

消費税率 10%
登録番号 T4430001047241

ご乗車ありがとうございました、
又の御利用をお待ち申し上げます、

(株)栗山ハイヤー

夕張郡栗山町字中里61番地59

お忘れ物、お気づきの点は...

(0123)

TEL 72-1147

領収書	
現金・切・クーポン・割引 No. []	
日付 2023年 10月 05日	15:24
車番 []	0000
基本運賃	¥550円
合計	¥550円

上記の様に領収致しました

消費税率 10%
登録番号 T4430001047241

ご乗車ありがとうございました、
又の御利用をお待ち申し上げます、

(株)栗山ハイヤー

夕張郡栗山町字中里61番地59

お忘れ物、お気づきの点は...

(0123)

TEL 72-1147

(様式第3号)

視察研修・研修会等報告書

年 月 日	令和5年10月4日 ～ 令和5年10月6日
調査目的又は 研修会等の名称	会派行政視察 【滝川市】 水害タイムラインについて 地域おこし協力隊(就農研修生)について 【栗山町】 議会基本条例について 【美唄市】 移住・定住について
場 所	(北海道) 滝川市・栗山町・美唄市
出 席 者	大阿久 小堀 森戸 梅沢 福富 川田議員
報告事項	
【滝川市】 研修内容 : 水害タイムラインについて	
水害リストの概要について、懸念する河川は石狩川で氾濫した場合の被害想定の説明を受け、約半分人口と世帯数が被災するとのことで、タイムラインのステージの設定：PDCAサイクルを設けている。タイムライン防災の三要素として、“いつ” “だれが” “何をする” の行動を示して市民への啓発を行っているが、実際に運用実績が乏しく、まだ十分なブラッシュアップがなされていないとのことで、その熱度の維持が難しいとのことでした。災害はいつどのような形で発生するかわからないので、普段からの備えが不可欠と感じる。	
研修内容 : 地域おこし協力隊(就農研修生)について	
地域おこし制度を活用して後継者不在で離農を考えている農業者の経営の初期投資を	
上記のとおり報告いたします。	
令和5年10月31日	
栃木市議会議長 中島克訓 様	
会派名 真政クラブ	
代 表 森戸 雅孝	
報告者 森戸 雅孝	

抑えながら継承できる第三者経営継承を選択した。
2泊3日の農作業体験を開催して農業者と就農希望者のマッチングを行っているとのこと。
最終的に、3年間の研修後、覚書を基に経営継承合意書を作成して、経営継承による就農となるというストーリーを企画してあるとのことでした。
【栗山町】 研修内容 : 議会基本条例について
平成18年5月に議会基本条例が施行された。それまでの約4年半に及ぶ議会改革に取り組み、その集大成としてこの条例が結実した。
議会基本条例は、議会運営における最高規範として位置づけて、自由闊達な討議を通して、論点・争点を発見し公開することが討論の議会の使命である。
基本条例の三本柱として、情報の公開と共有：住民参加の機会の保障：積極的議員間の討議としている。
条例の特徴としては、議会モニター設置：議会サポータの導入：住民参加型：請願・陳情を政策提案に位置付ける。
さらに、今回特に反問権を実際行使していることで、議員と執行部とで議論が深まっていくように感じた
また、令和3年12月から年4回の定例会から、通年議会制へと移行するなど改革型町議会で非常に充実した研修でした。
【美唄市】 研修内容 : 移住・定住について
移住・定住に向けての支援制度・活用状況について説明を受けました。
その内容として、①住宅助成（新築・分譲住宅購入最大130万円、中古住宅購入最大50万円）を助成し、さらに子育て支援加算（中学校終了前）20万円、2人目から同様に10万円再加算といった支援 ②市所有分譲地購入助成として一区画販売額の7割を助成 ③若者定着移住促進助成に、一カ月単身世帯2万円、複数世帯3万円を最大12ヵ月間助成 ④通勤費助成月額2万円を三年間助成する ⑤結婚新生活支援事業一世帯あたり最大60万円を助成する制度 等で移住・定住を図ることで人口増に向けて

施策展開しているとのことであった。

施策の展開としては、やはり手厚い支援制度がなければ移住・定住に繋がっていかないのかと思った。利便性の良い都市には移住しやすいのかと感じた。

令和5年度 栃木市議会真政クラブ北海道視察報告書

◎真政クラブ 川田 俊介

<日程>令和5年10月4日～10月6日

<視察先>北海道滝川市・栗山町・美唄市

◎滝川市 人口 37,689人 面積 115.9 km²

<滝川市役所>

1・水害タイムラインについて

①なぜ様々なタイムラインが必要なのか？

- (1) 自治体（多機能間連携）タイムライン
- (2) コミュニティータイムライン
- (3) 家族のタイムライン

・所感

滝川市では・自助・・・マイ・タイムライン（自分や自分の家族が災害に適切に対応するためのタイムライン）・公助・・・コミュニティ・タイムライン（避難行動要支援者など、自分では避難行動が難しい人を、地域でサポートするためのタイムライン）が、しっかりと確立されており、いつ・誰が・何をするのキャッチフレーズのもと警戒レベルの設定・役割分担・避難の仕方等が明確になされていた。

しかし実際の運用実績が乏しいため（望ましいことではあるが）まだ、十分なブラッシュアップがなされていないとのことでした。

2・地域おこし協力隊の活動について

①就農研修生

- (1) 市内農家での実践的な研修
- (2) 就農に必要な栽培技術等の習得に係る研修
- (3) 地域活動への参加
- (4) 新規就農者募集活動への協力
- (5) その他、新規就農に向けて必要な活動

・所感

滝川市では後継者がいない農業者が増加し、遊休農地（耕作放棄地）が増えている現状を少しでも良い方向へ向かわせるために就農研修生制度を取り入れているとのことでした、この制度は、後継者のいない農家と農業を新たに始めたいという方を、農作業体験（2泊3日）等を通じてマッチングし研修開始から経営継承までをお手伝いするものでした。

まだ令和4年度に開始した制度のため実績はなく2組の方が現在研修を開始したとのことでした。

どこの地域でも後継者不足・遊休農地の問題は早急に取り組まなくてはならない課題だ

と痛感しました。

◎栗山町 人口 11,006 人 面積 203.9 km²

<栗山町役場>

1・議会基本条例について

- (1) 最高規範性、1年ごとの見直しを明記
- (2) 議員の質問に対する町長や町職員からの反問権の付与
- (3) 議員相互間の自由討議の推進
- (4) 議会サポーターの協力

・所感

議員の質問に対する町長や町職員からの反問権の付与というのは一般質問を行うにあたり各議員が自分の意見だけではなく数値・実績・実例等根拠のない質問は淘汰され相手側からも質問されるという良い緊張感もでき、議員力向上につながる良い条例だと思った。

その他にも議員のなり手不足を防ぐために、議員のなり手対策事業として議員の学校など開催しており、様々な事に取り組んでいられる議会だと思いました。

◎美唄市 人口 19,332 人 面積 277.7 km²

<美唄市市役所>

1・美唄市移住・定住について

- (1) 定住支援制度と活用状況について
- (2) 空き家バンクについて

・所感

美唄市は高齢化率が 44.4%と高く、現在では人口ピーク時の約 5 分の 1 の人口となっており、少子高齢化・人口減少の対策が早急に必要な街になっている。

美唄市では移住者に対して、土地の購入の 7 割の補助・住宅建設時に最大 130 万円の補助・通勤費を 3 年間助成等々様々な移住・定住につながりそうな支援制度があった、しかし現状は同じ道内の同じ空知地域からの移住者がほとんどだという事で、近郊の自治体で人口の奪い合いともいえる助成制度の競い合いのようにも思えた。

・全体の所感

今回の視察では災害時のタイムラインや遊休農地（耕作放棄地）の問題・議会基本・人口減少対策など地域によって様々な課題を抱えていることがうかがえた。

しかし、どこの職員も口をそろえて言っていたのが少子高齢化・人口減少問題だった、駅前にもかかわらず廃墟ビルや空き家がほとんどで閑散としていた。

私たち栃木市も、少子高齢化・人口減少問題は早急に市を挙げて取り組まなくてはならない課題だと改めて痛感する視察研修となりました。

視察研修・研修会等報告書

[illegible]

報告事項
滝川市 日時 10 月 4 日午後 3 時 30 分より
人口 37,689 人（令和 5 年 4 月 1 日現在） 面積 115.9 k m ²
市制施工 昭和 33 年 7 月 1 日
視察事項
1. 水害タイムラインについて
（1）導入経緯
・石狩川及び空知川における水害リスクを想定。平成 27 年 10 月 30 日に水害タイムラインの導入について発足式を行う。12 回の検討会を経て令和 3 年 4 月から本運用がスタート。平成 28 年 8 月には、北海道に 3 つの台風が直撃し石狩川と空知川の上流地域で氾濫発生したが、滝川市では被害なし。
（2）石狩川滝川地区水害タイムラインの特徴
・36 機関が参加する多機関連携型
市のほかに札幌管区気象台、滝川警察署、NTT 東日本、FM なかそらち、NEXCO 東日本、社会福祉協議会、町内会など
（3）石狩川滝川地区水害タイムライン PDCA サイクル
① スタート会議 → ②運用 → ③ふりかえり
④評価・改善会議 → ①に戻る
（4）課題点
① 実際の運用実績が乏しく（→しかし、これは望ましい）まだ、十分なブラッシュアップがなされていない。
②参加プレイヤーが多く、内容が緻密ゆえに、時間の経過と人の入れ替わりで、その熟度の維持が難しいという事情がある。

(5) 災害による痛ましい犠牲者を出さないための真のキーマンは。
最終的に、「市民一人ひとり」に「自分」危機を回避するために意識、行動力を身に付けてもらうために、行政としてできる策を講じ続けていく。市役所が37,000人全市民に手取り足取り手厚いケアができるはずがない。タイムライン防災はその一環であり、万能薬ではない。
2. 地域おこし協力隊の活動について
(1) 農研機構によると、平成7年に834戸あった販売農家戸数は令和7年には179戸に減少すると見込まれている。
① 初期投資が抑えられる施設園芸（花き・トマト）による新規就農者の募集をしていたが、離農が進み空いた農地をカバーするためには土地利用型による担い手の確保が必要
② 研修生向けの農林水産省事業は、研修日数の要件が厳しく、滝川市では冬季期間の研修実施が困難であるほか、150万円/年×2か年支援
③ 一方、地域おこし制度は、地域要件のみで、480万円/年×3か年の支援が可能
④ 就農方法としては、後継者不在で離農を考えている農業者の経営を、初期投資を抑えながら継承ができる第三者経営継承を選択
(2) おためし地域おこし協力隊
春・秋に各1回、2泊3日の農業体験を開催し、農業者と就農希望者のマッチングにつなげる。 → 3年間の就農に向けた研修開始
(3) 経営継承
① 経営継承合意書の締結
・ 経営する資産の内容
・ 継承時期と方法
・ 解約、変更の方法

(所感)

水害タイムラインについては、本市においても同様に作成をしていること
 と思うが、様々な機関、団体が参加する多機関連携型の取り組みについては、
 今後、さらに研究することが必要ではないかと考える。

地域おこし協力隊の活動については、就農事業を地域おこしと連携して行う
 取り組みが新しく、また、就農者への支援についても手厚い補助がある。この
 取り組みは、本市においても有効な手段として取り入れることが出来れば有用
 ではないかと考える。

報告事項	
栗山町 日時 10月5午後1時30分より	
人口 11,170人（令和4年10月1日現在）	面積 203.93 k m ²
町制 昭和24年施行	
視察事項	
1. 議会基本条例について	
(1) 栗山町議会基本条例三本の柱	
・徹底した情報の公開と共有	
・住民参加の機会の保障	
・積極的な議員間の討議	
(2) 議会基本条例の特徴	
① 町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置	
② 請願・陳情を町民からの政策提案として位置づけ	
③ すべての議案に対する議員の態度（賛否）を公表	
④ 年1回の議会報告の開催を義務化	
⑤ 議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与	
⑥ 政策形成過程に関する資料の提出の努力義務	
⑦ 6項目にわたる議決事項の追加	
⑧ 議員相互間の自由討議の推進	
⑨ 政務活動費に関する透明性の確保	
⑩ 議員の政治倫理を明記し、別途議会議員政治倫理条例を制定	
⑪ 最高規範性と毎年の見直しを明記（議会基本条例を磨き続ける10度の改正）	
⑫ 町民から議会運営に関し提言を聴取する議会モニターを設置	
⑬ 有識者に政策づくりへの助言をもらう議会サポーターの導入	
⑭ 正副議長志願者の所信表明の導入	

⑮ 災害発生時の対応方針を規定（業務継続計画の策定）
⑯ 通年議会、文書質問の導入
（３）おおきな反響を呼んだ反問権
議会基本条例第５条第４項
第５条４ 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問する事ができる。
平成 21 年から一般質問等において、12 回ほど反問の実績
（４）磨き続ける議会基本条例
平成 20 年 3 月から令和 3 年 12 月にかけて 10 度の議会基本条例を改正
（所感）
栗山町の議会基本条例では反問権が認められ、そして反問権の行使が実際に行われている。本市においても、反問権は認められているが、実際に反問権が行使されてはいない。本質的に、実態とそぐわない又は、質問に対して確認する事が必要である場合など、実際に反問権の行使について市執行部と確認する事が必要ではないかと感じた。
また、議会基本条例について、常に世論等を反映した議会基本条例であるために、改正についての検討も意識しながら議会基本条例のあり方について、日々検討していくことは必要であると考えます。今回の研修をいただいた、栗山町の 6 名の各議員については、よく議会基本条例について理解し、研究していると感じた。

報告事項
美唄市 日時 10 月 6 日午前 10 時より
人口 19,332 人（昭和 25 年 4 月 1 日現在） 面積 277.69 k m ²
市制施工 昭和 25 年 4 月 1 日
視察事項
1. 移住定住について
(1) 移住・定住支援制度
① 住宅助成 新築・分譲住宅に対して最大 130 万円＋ α
中古住宅に対して最大 50 万円＋ α （リフォーム費用含む）
② 市有地分譲地購入費助成 1 区画当たり 7 割を助成
購入から 3 年以内に住宅を建設し、居住する方が対象
例）分譲価格 210 万円の場合、147 万円を助成
③ 住宅バリアフリー改修促進助成 対象工事費の 1/3 で最大 20 万円
④ 通勤費助成 月額 2 万円を 3 年間 美唄駅から札幌駅の特急定期券代
⑤ 若者定着移住促進助成 月額最大単身世帯 2 万円/複数世帯 3 万円を最大
12 ヶ月間助成（40 歳未満で市内若しくは市外の事業所で通勤または事業を営む方）
⑥ 結婚新生活支援事業 最大 60 万円
(2) びばい空き家バンク
掲載数は 25 物件 戸建賃貸 1 件 アパマン賃貸 2 件 土地売買 22 件
(3) ふるさと美唄応援団
美唄市にゆかりのある方や美唄に興味のある方に入団登録してもらい、美唄市とのつながりをもってもらおう取り組み
(活動内容)
・美唄市へ遊びに行く
・美唄市の特産品を購入する

- ・美唄市の魅力を SNS 等で発信する など

団員は2023年7月末現在で1,239名

(所感)

美唄市の移住・定住支援制度においては、おおむね本市と同様であるが、市有地分譲地購入費助成を行っている点では新しい取組であった。しかも、助成割合が7割と高く、大きな注目度があると考えられる。市の担当者からは、移住対策については、どの自治体でも行っており、注目される取り組みが必要との事であった。本市において、7割助成というのはなかなか難しいと思うが、売却が進まない市有地について、この取り組みを検討する余地があるのではないかと感じた。

ふるさと美唄応援団については、費用もあまりかけずに取り組める施策ではないかと感じた。本市においても、PR について活用できるのではないかと考える。

真政クラブ会派視察

報告者 福富 善明

参加者 福富善明 川田俊介 森戸雅孝 梅澤米満 大阿久岩人 小堀良江（6名）

NO1, 滝川市

日時 令和5年10月4日（水）

午後3時30分～5時00分

視察内容 1, 水害タイムラインについて
2, 地域おこし協力隊の活動について

① 水害タイムラインについて

滝川市では、国や北海道などの公共機関のほか、民間業者、団体などと連携をはかりながら、主に水害を想定した災害対策への体制を構築しており、その取組の基本にタイムラインという考え方を採用した。

これは、特に台風の発生から滝川市に影響が生じるまでの予備時間（リードタイム）を利用して事前の防災活動が行えるよう「いつ・誰が・何をするか」を、前もって時間の流れとともにリストアップしできるだけ防ごうというものであります。

所感

市民一人ひとりに自分で危機を回避する為の意識、行動力を身に付けて貰う為に行政としてできる策を講じることあります。

② 地域おこし協力隊の活動について（協力の体制）

・おためし地域おこし協力隊のスケジュールの中で、参加者に向けた現役隊員からのお話、質疑応答の時間を設け、都市地域から当市への移住についてや、隊員としての活動について説明を行っている。

また、お試し開催の中で、夜は地域農業者との懇親会を行っているが、そこに現役員も参加頂き、参加者の質疑や不安の解消に向けて協力を頂いている。

所感

各研修における指導能力に差が見られる事、研修先にも指導者向けの研修などを受けてもらいたい、就農にむけた適切な研修を行えるように仕組みづくりの検討課題ある。

真政クラブ会派視察

NO2, 栗山町

日時 令和5年10月5日（木） 午後1時30分～3時00分

場所 栗山町役場3階 議員控室

① 議会基本条例について

栗山町議会基本条例【平成18年5月施行

本町の議会運営における最高規範ある。

議会は、その持っている機能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価にあける論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ違な討議をとうして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

- ・議会の質問に対する町長や町職員の反問の付与
- ・有識者に政策づくりへの助言をもらう議会サポーターの導入
- ・通常議会の導入

所感

上記の反問権については議論の予知はあります。

真政クラブ会派視察

N03, 美唄市

時間 令和5年10月6日 (金) 10時00分～11時30分

場所 第3委員会室

1, 「移住・定住」について

① 移住定住支援制度と活用状況

② 空き家バンクについて

空知（美唄市）には炭鉱で栄えた町が数多くあります。炭鉱メモリアル森林公園は旧三菱美唄炭鉱施設跡地の遺産を活用した公園。現在は、堅抗櫓、電源を管理していた開閉所、原炭ポケットなどが残っている。発展を続け、一代を築いた人々の記憶が來間見える。

代表的移住・定住促進助成制度

① 住宅助成

② 支所有分譲地購入助成

③ 若者定着移住促進助成

④ 通勤費助成

⑤ 結婚新生活支援事業

等々があります。

所感

美唄市への移住を検討されている方や移住して間もない方へ、移住者交流会のご案内や移住に役立つ耳よりな発信力。

栃木市の良さを口コミの移住者・定住者が最大の発信力です。

報告書 大阿久岩人

滝川市・栗山町・美唄市

真政クラブ視察

日 時 10月4日（水）～6日（金）

場 所 滝川市 栗山町 美唄市 視察先

参加者 大阿久 小堀 森戸 梅沢 福富 川田議員

滝川市

1 水害タイムラインについて

平成27年度から滝川市で試行的に取り組んでいる「石狩川滝川地区水害タイムライン」が、令和2年度から本運用するにあたり、住民の防災行動（共助の取り組み）が必要になります。万一の水害に備えるため、浸水想定区域の町内会や自主防災組織に防災事前行動計画を作成いただくため、水害コミュニティ・タイムラインマニュアルを作成しました。

大雨による水災害が年々増加している昨今、行政による公助には限りがある一方で、近所の人呼びかけにより避難し命が助かったなど、いざという時に住民同士で助け合い防災行動をする「共助の取り組み」が注目され始めています。滝川市では、平成27年度から試行的に取り組んでいる『石狩川滝川地区水害タイムライン』が、令和2年度から本運用するにあたり、浸水想定区域の町内会や自主防災組織でも防災事前行動計画（コミュニティ・タイムライン）を作成していただき、今後の共助の取り組みに役立ててもらうための研修会が開催されました。

所 感

洪水タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理した計画です。

関係機関が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができます、栃木市も取り入れたい。

2 地域おこし協力隊の活動について

「都会を離れて地方で生活したい」「地域社会に貢献したい」

「人とのつながりを大切にして生きていきたい」

「自然と共存したい」「自分の手で作物を育ててみたい」…。

今、都市に住む人たちがさまざまな理由で豊かな自然環境や歴史、文化などに恵まれた「地方」に注目しています。

「地域おこし協力隊」とは人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズにこたえながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。

所 感

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、農林水産業へ

の従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への「定住・定着」や「起業・就業」を図る取り組みです。滝川市では、おためし地域おこし協力隊は、春・秋に各1回、2泊3日の農作業体験を開催5月3組

9月4組が体験しました。栃木市も参考にして取り入れたいと思う特に農業関係。

栗山町

1 議会基本条例について

- ・最高規範性、1年ごとの見直しを明記

栗山町議会基本条例第26条に「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」となっている。このことにより、議会改革推進会議において、議会基本条例見直しのスケジュールを決定した。

- ・議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与町長ほか町の職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、反問することができるものです。

議会が議論の広場であるためには、双方が質問できて当たり前との考えから、執行側に反問権を与えています。

政策過程の説明責任を町長側に課したからには、反問権を与えなければフェアとはなりません。反問されることにより筋書きのない展開が生まれ、議員も質問事項を十分精査した上で政策論争に臨まなければなりません。

・議員相互間の自由討議の推進議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（

・議会サポーターの協力栗山町自治基本条例では「議会は本会議のほか、常任委員会と特別委員会を原則公開とします。行政は、審議会などの附属機関とこれに類する会議を原則公開します。」となっています。議会で言えばモニター制度が審議会にあたると思うので、住民参加と情報公開が基本原則。昨年の3月に提案したとおり公開すべき。ただし、責任をもった発言はするが、趣旨が伝わりづらく、本意とは違う表現の発言をする場合もある。その点で言えば会議録は事前に発言者に確認する方法などを検討すべきである。議会基本条例では「議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。」となっています。モニター会議で出た意見は議会で検討し、次の会議や広報で報告することでモニターだけではなく、町民とも共有できる。○モニターB 自身、あまり勉強して発言しているわけではないのですべてを公開することは

困り町民からの議会運営や政務活動費に関し提言を聴取し、民主的な議会を推進することを目的に、平成21年より導入いたしました。

所 感

議会の活性化、議会の改革の動きは、一般的に、住民との関係の強化と政策形成機能の強化の両面から進められてきた。住民との関係強化の面では、会議の公開、議員の賛否公開、参考人・公聴会の充実、議会報告会や住民との意見交換会の開催、議会審議への住民参加、議会モニター制度、夜間・土日会議の開催など、政策形成機能の強化の面では、一問一答方式の導入、首長等への反問権の付与、積極的な議員間討論の実施、議決事項の追加、委員会による政策提言、議員提案条例の提出、外部専門家の活用、事務局体制の強化、通年議会制度などが進められてきた。こうした新たな議会のあり方、運営のルールなどを、条例の形で住民に示し、議会、議員の活動の指針とするのが、議会基本条例であるとも言える。以上がいまのところ理想かな。

栃木市は、夜間・土日会議の開催 公聴会の充実 積極的な議員間討論の実施
首長執行部等への反問権の付与、積極的な議員間討論の実施 外部専門家の活用、事務局体制の強化、通年議会制度などを取り入れていきたい。

美唄市

1 美唄市移住・定住について

・定住支援制度と活用状況について

本市では、美唄市地域高齢者住宅計画（平成5年度）、その後、美唄市住宅マス

タープラン（平成 16 年度）を策定し、民間住宅施策、公共住宅施策を基本として、少子高齢化への対応、まちなか居住など、時代の要請に応じたテーマについて取り組みを進めてきました。また、公営住宅においては、美唄市公営住宅ストック総合活用計画（平成 16 年度）、美唄市公営住宅等長寿命化計画（平成 23 年度）を策定して公営住宅の整備、維持管理等を実施し、一般住宅においては、耐震化、バリアフリー等の住宅改修補助制度の創設などにより、市民が暮らしやすい住宅・居住環境づくりを進めてきました。一方、国では、住宅施策を「量」から「質」へ転換するため、平成 18 年度に住生活基本法を

・空き家バンクについて

少子高齢化や過疎化の進行によって全国規模で空家等問題が深刻化しており、その中でも適切に管理が行われていない空家等が増加し続け、防災・衛生・景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。こうした中、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全などを目的として、平成 26 年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が公布され、平成 27 年 5 月に全面施行されました。この間、平成 27 年 2 月には、法第 5 条に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」が示され、同年 5 月には、「市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準」及び「特定空家等に対する措置」にかかる手続についてのガイドライン」が示されています。本市におきましても、空家等の件数は年々増加傾向にあり、その中でも適正に管理されていない空家等が生活環境に影響を及ぼすため、対策を進めてきましたが、法に基づく特定空家等への措置や空家等の利活

用の促進など、空家等に関する対策 を総合的かつ計画的に実施するため、

「美唄市空家等対策計画(以下「計画」という。)」 を策定しました。

所 感

通勤助成は美唄駅から札幌駅まで転入の日から最長3年間

月額2万円分を助成する。新築住宅・分譲住宅入居後100万円

助成 市内業者建築加算30万円 子育て支援加算20万円中学校終了前の子2人

目から一人につき10万助成する。栃木市も参考にして検討していきたい。栃木

市も似たような助成があると思うが更なる充実した政策が望ましいと思います。



美唄市議場



滝川市駅



栗山町議場

令和5年10月4．5．6日 真政クラブ視察

滝川市・栗山町・美唄市視察

小堀良江

滝川市

水害タイムラインについて

設立趣旨 滝川市は、石狩川と空知川に隣接して市街地が広がり、国道12号、JR 函館本線や高速道路が交差する交通の要となり発展してきました。一方、堤防や河道掘削などの河川整備が進んできたものの、近年の豪雨災害を踏まえると更なる対策が必要であり、河川改修等のハード整備に加え、河川特性や滝川市街地区の水害特性を踏まえたタイムラインを策定することが防災上、非常に有効です。これらを踏まえて、滝川地区における関係機関が連携し、住民の生命を守るために、先を見越した早期の災害対応を実現する「石狩川滝川地区水害タイムライン検討会」を設置することとしました。

水害コミュニティ・タイムラインとは コミュニティ・タイムラインでは、どのような情報が発表されたときに（いつ）、町内会や自主防災組織の皆様が（誰が）、どのような共助ができるのか（何をするのか）を整理することによって、水害時における防災行動を明確にします。タイムラインの策定過程で、自分たちの住んでいる地区の水害リスクを理解し、実際の水害時に得られる情報を知ることができます。また、それを地域で共有することで、いざという時に町内会の皆様が地域の支え合いによって、住民一人一人が命を守るために行動できる地域になります。平時から住民の繋がりや防災意識を高める効果も期待され、災害に強いまちづくりに繋がることも期待できます。

参加機関（36機関） 陸上自衛隊、空知総合振興局、滝川警察署、滝川消防署、滝川市消防団、空知土地改良区、中空知広域水道企業団、滝川市社会福祉協議会、北海道旅客鉄道、北海道電力、日本赤十字社、NEXCO 東日本、滝川ガス、滝川市医師会、滝川建設協会、北海道中央バス、NTT 東日本、滝川市内自主防災組織（幸町第4区地区防災会・泉町連合町内会）、東滝川連合町内会、東町

連合町内会、西町連合町内会、西町中央連合町内会、有明町連 合町内会、扇町町内会連合協議会、大町地区町内会連合会、新町町内会連合会、本町町 内会連合会、緑町連合町内会、南地区町内会連合会、江部乙防犯協会、滝川市民生委員児童委員連合協議会、エフエムなかそらち、札幌開発建設部、札幌管区气象台、滝川市（関係部署含む）

効果 ・水防体制の見直し・改善 ・関係機関の「顔が見える関係」の構築、連携の円滑化 ・早め早めの防災行動の確立 ・防災行動の「漏れ・抜け・落ち」の解消 ・住民の早期避難 ・市役所・連携機関・自主防災等が一丸となった災害対応の実施

地域おこし協力隊

就農研修制度までの流れ

現状把握→隊員募集→おためし地域協力隊→マッチング→研修開始→（調整した条件で覚書を作成し、3年間の就農に向けた研修開始）→経営継承

市内農家での実践的な研修内容

3日間 農作業体験 田植え作業・野菜植え付け作業・市内農業者との交流会・道の駅、菜の花祭り参加

就農に必要な栽培技術等の習得に係る研修について

北海道立農業大学校における一般研修・農業機械研修の受講により、栽培技術などを学ぶ座学に加え、トラクターなど農業機械の基本操作を学んでいる。

地域活動への参加について

各種生産組合の会合参加

研修先の町内会の行事参加

市内イベントへの参加

地域における共同作業への参加

新規就農者募集活動への協力について

おためし地域おこし協力隊のスケジュールの中で、参加者に向けた現役隊員からのお話、質疑応答の時間を設け、都市地域から当市への移住についてや隊員としての活動についてを説明頂いている。

同じく、おためし開催の中で、夜は地域農業者との懇親会を行っているが、そこに現役隊員も参加いただき、参加者の疑問や不安の解消に向けて協力を頂いている。

就農研修生の現在について

春・秋に各一回、2泊3日の農作業体験を開催

研修時間・作業時間・休日などは時期により異なるが、研修先と研修生で調整

今後の課題

各研修先における指導能力に差がみられること。

研修先にも指導者向けの研修などを受けてもらい、就農に向けた適切な研修を行えるような仕組みづくりを検討中。

栗山町

過去2度無投票になったことがある。

（全国に先駆けて議会基本条例を制定したが由々しき事態）

なり手不足→議員の学校を開校しよう

重くなる議決責任

富の再分配から負の再分配の時代へ

求められる透明性と多様化する価値観

議会改革が必要

提案型の議会を目指す

約4年半の議会改革の取り組みの集大成

平成18年5月施行 議会基本条例

議会基本条例の特徴

一般会議の設置

町民からの政策提案

態度（賛否）公表

議会報告会

反問権 10 回を超える

議決事項の追加

自由討議の推進

政務活動費の透明性 専門的知識等有する者に監査等を依頼

政治倫理の明記

最高規範性と毎年の見直しを明記（10 度の改正）

町民から議会運営に関し聴取する議会モニター設置

議会サポーターの導入（大学総長、教授、研究員、事務局長等）

正副議長志願者の所信表の導入

災害発生時の対応方針を規定

通年議会（議会の活動をよりフレキシブルに行うため導入、コロナ禍のような緊急事態であっても、議会の能力を十分に発揮できるようになる。

文書質問の導入（災害時の対応を考えて）令和 3 年 12 月からの導入

栗山町は様々な改革を全国に先駆けて行っている。本市も同様だが、常に最善を目指し改革をすすめる栗山町の活動は素晴らしいと思いました。

美唄市

移住・定住のについて

総務部 美唄デザイン課→市長がまちづくりをデザインするという意味を込めて設置した

【美唄市移住・定住促進助成金】新築住宅等を購入した者に対して助成金を最大 150 万円、中古住宅を購入した者に対して助成金を最大 50 万円交付。さらに 15 歳未満の子が 3 人以上の場合は 3 人目以降 1 人につき助成額 10 万円の加算あり。また美唄市への移住・定住情報も提供。

美唄空き家バンク

人口減少が続く中、自分の街の魅力を発信し移住に取り組む姿勢に本市も重なった。有効な施策はなかなか難しいが努力をし続けなければならないと改めて 思った。

(様式第4号)

視察及び研修会旅費計算票兼支払証明書

会派名	真政クラブ	科目	調査旅費		
視察研修月日	令和6年2月5日 ～ 令和6年2月6日				
参加者	川田俊介・市村隆・森戸雅孝・梅澤米満 福富善明・大阿久岩人・小堀良江				
視 察 研 修 名	会派行政視察 熊本県宇土市：子ども・子育て支援事業計画について 熊本県熊本市：熊本市企業立地ガイドについて				
場 所	熊本県宇土市、熊本市				
視 察 研 修 経 路					
※行程・運賃のわかる経路図を添付してもよい。 別紙のとおり ※交通費は、区間ごとに記入してください。					
支出区分	区間等	単 価	数量	合 計	備 考
J R 乗車券	栃木～浜松町	1,690	7	11,830	京王観光領収書分849,680円
新幹線指定券	小山～東京	2,410	7	16,870	
東京モノレール	浜松町～羽田空港	500	7	3,500	
航空券	羽田～熊本空港	47,870	7	335,090	
ハイヤー	1台・2日間分	45,100	1	45,100	
航空券	熊本～羽田空港	47,870	7	335,090	
東京モノレール	羽田空港～浜松町	500	7	3,500	
J R 乗車券	浜松町～栃木	1,690	7	11,830	
新幹線指定券	東京～小山	2,410	7	16,870	
宿泊代	熊本ホテルキャッスル	10,000	7	70,000	
振込手数料	京王観光(株)への振込	550	1	550	栃木信用金庫 明細書
手土産・送料 菓子折 2,480円×2個 送料 1,460円×2カ所	宇土市・熊本市	7,880	1	7,880	金耕屋領収書
会派合計				858,110	

※計算票に代えて、旅行社等からの請求書又は領収書に添付された明細書を提出してもよい。
※領収書のない切符代等は備考欄に領収書なしと表示し、下欄の支払い証明を記入すること。

上記のとおり支払ったことを証明します。

令和6年3月29日

会派名

真政クラブ

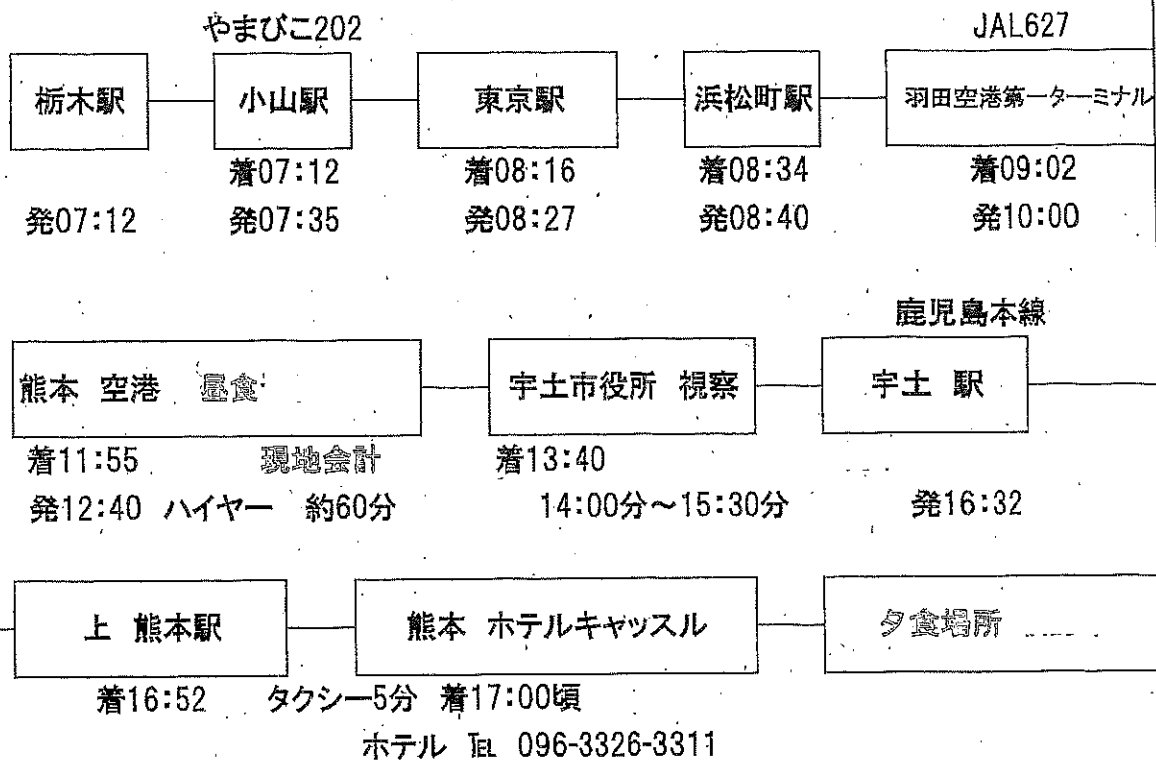
代表者名

森戸雅孝

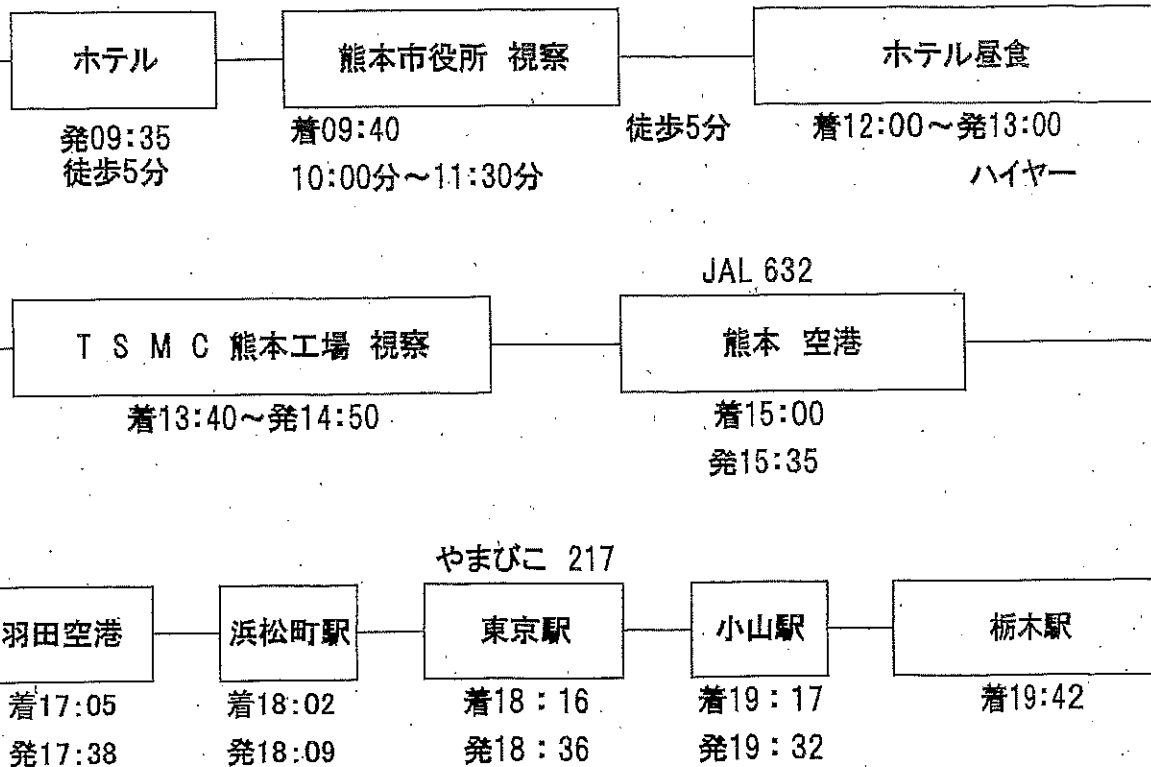
(自署しない場合は記名押印してください。)

熊本駅 集合 2月5日 06 時 50 分 真政クラブ視察

5
日



6
日



領 収 書

No. XXXXXXXXXX
発行日: 2024年03月05日

栃木市議会 真政クラブ 様

¥849,680-

上記の金額正に領収致しました

領収日: 2024年02月14日

但し: 宇土市・熊本市視察費用として

クレジットカード ¥0
クレジットカード以外 ¥849,680

印紙税申告納
付につき日野
税務署承認済

京王観光株式会社
さいたま支店
TEL: 048-647-0025

社 印	XXXXXXXXXX	担 当 者 印	XXXXXXXXXX
--------	--	------------------	--

【社印・担当者印なきもの及び金額訂正したものは無効です】



御菓子司
金料屋

栃木市園部町3-2-19
TEL0282-22-1350

2024年1月22日(月)

かりんとう箱入れ ※

2 x @2,480 = ¥4,960内

送料

2 x @1,460 = ¥2,920内

小計 ¥7,880

内税対象額 10% ¥2,920

(内税額 10% ¥265)

内税対象額 8% ¥4,960

(内税額 8% ¥367)

商品点数: 4

合計 ¥7,880

現金 ¥10,000

お釣り ¥2,120

注) ※印は軽減税率(8%)適用商品

11時57分

担当者

事業者番号: T2060001023141

毎度ご利用いただきありがとうございます。

06 01 17 12220017-0056

1222-0010-*****000

お引出

¥550

12:12

¥300,000*

コード

高

ケイオウカンコウ(カ様

オオク イワト様

028223-5422



栃木信用金庫

領収書

栃木市議会 真政ワタシ

様

領収番号

¥7,880-

税抜額
消費税等

¥7,248-
¥632-

但 かりんとう代、送料込(宇土市・熊本市)

2024年01月22日 上記正に領収致しました



御菓子司
金料屋

栃木市園部町3-2-19
TEL0282-22-1350

印刷面を内側に折って係

収入印紙

(様式第3号)

視察研修・研修会等報告書

6年 2月 9日	6年 2月 5日 ~ 6年 2月 6日
調査目的又は 研修会等の名称	子ども・子育て支援事業計画について 熊本市企業立地が伴について
場 所	熊本県宇土市 熊本県熊本市
出 席 者	真政クラブ 代表森戸雅孝・大阿久岩人・小堀良江・梅澤米満 福富善明・市村 隆・川田俊介
報告事項 宇土市子ども・子育て支援事業計画についての研修 計画策定の趣旨は少子化とともに高齢化が同時に進行し将来的に労働力人口が減少し、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下が懸念され又若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化等子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、核家族化の進行や地域つながりの希薄化などによって子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念される。子育てに伴う経済的負担の軽減や子どもが安心して安全に暮らすことができるため、保護者、地域、行政との連携による地域づくりなどテーマに沿ってさまざまな事業を展開しており、その中で特にファミリーサポートセンター事業に関心を持ちました。育児の援助を行いたい者(協力会員)と援助を受けたい者(依頼会員)からなる会員組織で依頼会員からの依頼に応じ協力会員を、紹介し、地域における会員同士の相互援助活動を支援する事業で、細いところまで配慮がなされていると感じました。今後予定している新規事業として、放課後児童クラブの昼食提供支援を新年度から実施するとのことでありました。長期休暇中に提供し、費用は全額保護者負担とのことです。以上が宇土市の研修であります。	
上記のとおり報告いたします。 令和6年2月 9日 栃木市議会議員 中島克訓 様 会派名 真政クラブ 代 表 森戸雅孝 報告者 森戸雅孝	

熊本市企業立地ガイドについての研修

半導体受託生産最大手となる TSMC の熊本県への進出を受け半導体関連産業の県内への設備投資意欲が高まりを見せており、これを好機として半導体関連産業を中心とした企業の新たな設備投資を熊本市に呼び込めための戦略的な土地利用の在り方について熊本市半導体関連産業集積推進プロジェクトチーム個別部会である「戦略的な土地利用検証プロジェクトチーム」に置いて協議、検討を進めている。半導体関連産業の製造業並びに物流関連企業等の集積を図り、産業基盤の強靱化と地域経済の活性化に繋げる。半導体関連企業の集積を図ることで熊本における半導体製造サプライチェーンの強靱化を図り税収の増加や、新たな雇用の創出が期待できるとの事でありました。斯界ナンバーワンの企業が進出することによって関連する企業が吸い込まれる様に進出し投資している様でした。大手企業の進出がそのまち全体を変えていく様に強く感じた熊本市での研修でした。

(様式第3号)

視察研修・研修会等報告書

年 月 日	令和6年2月5日 ~ 令和6年2月6日
調査目的又は 研修会等の名称	宇土市・こども・子育て支援事業計画について 熊本市・熊本市企業立地ガイドについて
場 所	熊本県宇土市宇土市役所・熊本市熊本市役所
出席者	川田・市村・梅澤・大阿久・小堀・福富・梅澤

報告事項 <宇土市>人口・36,762人 面積・74.3km

<宇土市子ども・子育て支援事業計画について>

・計画の概要

『宇土っこのゆたかな心と元気な体を育む』という計画の基本理念に基づき、各種事業に取り組んでいる。

・支援事業の現状

・乳幼児・子ども医療費助成制度

令和5年1月から15歳まで医療費を助成し、令和6年1月から高校生相当まで拡充。

・放課後児童クラブ

人口の多い地域においては新たな学童施設を整備し利用希望者を全て賄える体制を整えている。

・要保護児童及びDVへの対応

上記のとおり報告いたします。

令和6年2月9日

栃木市議会議長 中島 克剛 様

会派名 眞政クラブ

代 表 森戸 雅孝

報告者 川田 俊介

宇土市においても要保護の児童が増えている，令和2年度から『こども家庭総合支援拠点』を設置し，地域に根ざした相談窓口として関係機関と連携しながら対応を行っている。

<考察>

宇土市独自のとして休日あづかり事業・ひとり親家庭入学時お祝い事業等を行っている。

しかしながら，0～2歳児の待機児童問題などもあり，加えて少子化問題等様々な問題があるとのことだった。

栃木市にも0～2歳児の待機児童問題・少子化問題があり各行政ともに苦戦していることが分かった。しかし止まることなく少子化対策・子育て支援は続けていかないと人口減少問題は改善は難しく，持続可能な支援を各行政が知恵を振り絞り行っていくことが必須だと思う。

＜熊本市＞人口 736,245人 面積 390、32km

＜熊本市企業立地ガイド＞

- ・企業立地補助金制度があり企業が視察に来る際も補助金等を出している。
- ・半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備方針がありTSMCの進出を契機に半導体関連産業を中心とした企業を呼び込むために『戦略的な土地利用検証プロジェクトチーム』を発足。
- ・半導体関連産業用の集積に向けた産業用地整備の実施手法を確立し民間企業のスピード感に合わせている。

＜考察＞

とりあえず職員の前向きな姿勢が印象的だった。

官民連携がしっかりとしていて、担当課の職員が民間に寄り添った対応をし、スピード感も民間にしっかりとついていってる感じがした。

人口も増えて地価も上がって賃金も上がって、それでも労働力と土地が足りないという熊本市はまさに現在バブル真っ最中といった印象を受けた。

そして何より、担当職員の方々が皆、自身に満ち溢れた表情をしていたのが印象的だった。栃木市は見習っていかないと完全に取り残されるという危機感さえ覚える非常に実りのある研修視察となった。

視 察 研 修 報 告 書

年 月 日	令和6年2月5日（月）～6日（火）
調査目的又は 研修会等の名称	先進地視察研修
場 所	熊本県宇土市、熊本県熊本市
出 席 者	真政クラブ（7名）
報告事項 宇土市の子ども・子育て支援事業計画について これだけの施策を限られた人員で行う苦勞を推察し、その努力は評価に対するものである。 さらに特筆すべきは「第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告書」を作成し きちんと成果を自分達で確認し市民に公表している事である。 さらに宇土市長のHP内でも「第4期市長マニフェストの進捗状況」を公表している。 有言実行を常とし自信を律する宇土市と宇土市長の姿勢には敬意を表する。 とかく、行政は何か新しい施策に対し立派な冊子を時間と費用をかけて作成するは良いが 結果が伴わない事が多い気がする。 是非とも栃木市においても宇土市を参考に進捗報告を実施することを早急に検討すべきである。	
上記のとおり報告いたします。 2024年2月13日 栃木市議会議長 中 島 克 訓 様 報告者 市村 隆	

熊本市企業立地ガイドについて
私にとって熊本市の企業誘致に対する考え・姿勢を聞くことが今回の視察の最大の目的であった。
聞けば、熊本市は1市7町の合併・農業中心の街と栃木市と共通点は少ない。
市の面積は390.32 ㎡で人口は736,245 人
熊本城近くのホテルに宿泊し徒歩で市役所に向かった。
政令都市に相応しい佇まいを持つ、重厚な外観の市庁舎であった。
経済観光局 産業部 企業立地推進課 脇坂真智子課長と中田信也班長から今までの経緯を聞く。
「とにかく、メール・電話・訪問と何でも手あたり次第に行動をした」と笑いながら話す脇坂課長の
表情からは事を成し遂げた達成感と自信が垣間見えた。それもそのはずだった。
その日の午後に新たな第2期計画が全国的に発表された事を帰宅してから知った。
栃木市が誘致を望み誘致活動をしている「データセンター」に対して栃木市の現在の対応・戦略は
充分なのか？今の栃木市には企業誘致に対する強烈な食欲さが欲しい。
これから大きく変貌するだろう熊本市には今後、今まで直面しなかった新たな問題も生じる
事であろう。とは言え、この先何年も熊本地域は経済発展が加速する事は間違いない。
T SMCの関連企業がさらに工場建設を加速させ、これにより街づくりも大きく変化し、
様々なインフラ整備が進むであろう
行政の営業力だけで、大手企業の誘致は厳しいであろう。官民一体のプロジェクトチームを一日も
早く立ち上げる事が必須である。
希望と限りない可能性を手に入れた熊本市が誠に羨ましい限りである。
何事を為すにも、豊かな財政に裏付けられた背景は必須であり
強いリーダーシップと推進力が必要であると強く感じた。
栃木市が将来こうあるべき姿の参考の一つになった事は間違いない。

※上記内容が記載されてあれば、様式はこだわりません。

視察研修・研修会等報告書

[illegible]

報告事項

宇土市 日時 2月5日午後2時より

人口 36,762 人 (令和 3 年 3 月 31 日現在) 面積 74.3 k m²

市制施工 昭和 33 年

視察事項

1. 子ども・子育て支援事業計画について

- ・「宇土っこのゆたかな心と元気な体を育む」の基本理念
 - ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を一体的に策定
 - ・現在、第３期計画（令和７年～令和１１年）の計画策定を行っている。
 - ・活動は本市と同様の事業が多いが、今後の新規事業として
 - こども家庭センターの設置（令和６年４月～）
 - 放課後児童クラブへの昼食提供支援（令和６年４月～）
 - 奨学金の返還一部支援（令和６年４月～）
- の説明があった。

(所感)

子育て支援の事業は栃木市と大きくは変わらないが、放課後児童クラブへの昼食の支援など、市が子育て政策に重点をおいていた。その効果であろうが、児童数の減少はあまりみられていない。今後、日本全体で少子化が進んでいる中、人口を維持していくには子育て支援を充実していくことが重要であると感じた。

報告事項
熊本市 日時 2 月 6 日午前 10 時より
人口 736,245 人（令和 5 年 4 月 1 日現在） 面積 390.32 k m ²
市制施工 明治 22 年 4 月 1 日
視察事項
1. 熊本市企業立地ガイド
・優れた企業立地補助制度
・優れたビジネス環境
・優れた交通便性
・優れた都市機能
・優れた生活環境
2. TSMC の工場周辺の見学
TSMC は台湾の半導体集積回路の製造企業であり、工場周辺には一流の関連企業もいくつもあった。
また、国は第 2 工場建設に 7300 億円の補助する方針と報道があった。
近年の半導体不足に多く期貢献でき、日本全体の産業の強化につながる。
（所感）
この周辺の産業は、TSMC を中心に工業地帯として発展していくのだろうと思った。また、再エネの導入比率も九州は高く、電気料金も安い。工業の立地には良い条件がそろっている。周辺の農家は地上げがあり、農業を行うには他の地域に移らなければならないと説明があった。大企業 1 つでその地域の生活、産業が一変すると改めて感じた。本市もデータセンターの誘致や工業団地の造成を進めているが、そこへの誘致だけではなく、関連会社の連鎖的な誘致も含めて検討していく必要があると感じた。

真政クラブ会派視察

報告者 福富 善明

参加者 福富善明 市村 隆 川田俊介 森戸雅幸 梅澤米満 大阿久岩人 小堀良江 (7名)

NO1, 宇土市

日時 令和6年2月5日(月)

午後2時30分～4時00分

視察内容 1, 子ども・子育て支援計画
＞子育て支援課

① 子育て支援課

組織は、子ども家庭支援係、保育子育て支援係、児童センターの3係り行っている。

基本理念＞宇土っ子のゆたかな心と元気な体を育む

目標1 元気な心と体を育む、自立を支える

- ① 子どもと親の心身の健康を確保する
- ② 子どもの自立をみんなで支える

目標2 子育て家庭をみんなで支える

- ① 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える
- ② 仕事と育児のバランスがとれた子育て環境をつくる
- ③ 子どもの貧困問題を地域ぐるみで支える

目標3 ゆたかに育つ安心・安全のまちをつくる

- ① 安心して子育てできる安心なまちをつくる
- ② 気軽に相談できるまちをつくる

所感

宇土市は36,422人の人口で子育てしやすい環境恵まれています。

新規事業

- ① 子ども家庭センターの設置
- ② 放課後児童クラブへの昼食事提供支援
- ③ 奨学金の返還一部支援

を令和6年4月～行える

今後の進め方に関心が期待されます。

真政クラブ会派視察

NO2, 熊本市

日時 令和6年2月6日 (火) 午前10時00分～11時30分

場所 熊本市 市役所

Tsmc 熊本工場 外観現状視察 午後1時40分～2時50分

① 熊本市企業立地ガイドについて

半導体関連産業の熊本への関心の高まりを受け、受入環境の整備と併せた半導体関連産業を重点ターゲットとした企業誘致に取り組んで、本市産業構造において全国平均と比較しても低い製造業等集積促進し、経済基盤を図っている。

- ① 集積エリアの指定
- ② 都市計画の手法等を活用した土地利用の促進
- ③ 民間とも連携した産業用地の確保

工場 外観視察

土地未利用地活用、農業用地の特例措置の推進

所感

栃木市においても工場、土地活用について、官民間の連携強化をしてプロジェクトチームをつくる事を提案します。

視 察 研 修 報 告 書

年 月 日	令和6年2月5日（月）～6日（火）
調査目的又は 研修会等の名称	会派先進地 視察研修
場 所	熊本県 宇土市、熊本市
出 席 者	真政クラブ（7名）
報告事項	宇土市 子ども・子育て支援事業計画について 熊本市 企業誘致について
◇宇土市 <u>子ども・子育て支援事業計画について</u> 本計画で掲げた基本理念や目指す社会の実現のためには、行政はもとより、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携と協力を図っていく必要があります。そのため、本市では、担当部局間の相互の連携・調整を行うとともに、地域における関係者・事業者との協力を図りながら、総合的に施策を推進します。 本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、市民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進します。本計画には、第1期計画における課題を踏まえ、新たに事業を再編しています。方針ごとに定めた重点項目では、指標を設けて評価を行い、他の事業・施策は実施することで計画を推進していきます。本計画の審議機関である宇土市子ども・子育て会議において、子ど	

も・子育て支援に関係する 有識者等から計画の進捗状況を評価・検証していただき、計画に基づく着実な推進を図ります。

所感

・児童が病氣中に、または病氣回復期にあたり、集団保育の困難な期間、病院・保育園等においてその児童の一時預かりを、事業として医師会が行っていました。栃木市にも医師会で作ってほしい。

・宇土市は、生後6ヵ月から保育園に入園できます、栃木市とは違いがありました。

・第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画書進捗状況報告書（令和4年度）

がとても見やすく参考に成りました、栃木市にも見やすく解りやすい冊子が欲しい。

・栃木市にも、今後、子ども家庭センター 放課後児童クラブへの食事提供支援 奨学金の返還一部支援の、更なる充実を実施して頂きたい。

◇熊本市

企業誘致について

半導体受託生産量大手となる TSMC の熊本県への進出を受け、半導体関連産業の県内の設備投資意欲が高まりを見せており、これを好機とし、半導体関連産業を中心とした、企業の新たな設備投資を本市に呼び込むための戦略的な土地利用の在り方について、熊本市半導体関連産業集積推進プロジェクトチームの個別部会である「戦略的な土地利用検証プロジェクトチーム」において協議、検討を進めてきたところ。

今後、半導体関連産業の製造業並びに物流関連企業等の集積を図り、本市産業基盤の強

強化と地域経済の活性化に繋げるもの。

民間事業者に対する支援内容、今回の産業用地の整備は、選定された民間事業者が主体となって開発を行う手法であり、具体的な開発箇所の選定、開発計画の作成、地権者交渉用地取得、造成工事、企業誘致、用地分譲等はすべて民間事業者が実施すること。

企業立地補助金制度、最高 80 億円 30 億円 3 億円 20 万円 が有りました。

所感

・栃木市も地域未来投資促進法お活用した各種特例の敵用を利用して頂きたい、事業計画案作り土地利用調整計画の策定し県に提出し地域経済牽引事業計画を作り各種特例の適用受け・農用地区域からの除外・農地転用・工場立地法の緑地率の緩和等の認可を短期間で実行できないのかが一番重要点は「スピード」。

・栃木市にも、企業誘致プロジェクトチームの設置をお願い致します、又、熊本市には経済観光局 産業部 企業立地推進課女性の課長様が説明をして頂きました、自信たっぷりにお話をしていました、すごい、栃木市に来ていただき指導をお願いしたいと思いました。

6 年 2 月 13 日

栃木市議会議長 中 島 克 訓 様

報告者 大阿久 岩人

令和6年2月5日 月曜日

熊本県宇土市

子ども・子育て支援事業計画について
子育て支援課

真政クラブ 小堀良江

課長、課長補佐のご説明の説明書をいただく。

栃木市は人口15万5千人
宇土市 人口約3万6千人

子育て支援 3係
子供家庭支援係 14名
保育子育て支援係9名
自動センター4名

計画策定 平成27年から令和元年 第1期計画
令和2年から令和6年 第2期計画
現在 令和7年から令和11年の策定を行っている

第2期支援事業計画進捗状況報告書を作成しており
子ども・子育て会議で説明、審査等していただく。
組織は有識者等、大学教授、医師会、育成会、校長会、等
平成25年から設置されている。

事業は、
乳幼児医療費。子供医療費助成
本年1月から高校生3年生まで無料

要保護児童対策
来年6年
子育て支援センターの設置を目指している。
1人親家庭新入学児お祝い事業＊宇土市独自策等

支援事業の課題は？
・核家族化が進む中、孤立化、悩み解消のため、訪問事業を充実
就学児童は減っているが、保育所希望者は増加している。
現在40名の待機児童がいることから、解消に向けて取り組まなければならない。
ファミリーサポートセンターの充実も大事。

3 係の子の人数で計画を策定し、進捗状況等示し取り組んでいくのは正直大変だとおっしゃっていたが、少子化対策、子育て支援は重要なことなので頑張りたいとの発言に、本市も既に取り組んでいる物等があったが、改めて最重要課題と捉え一層の努力をしなければならないと思った。

令和6年2月6日 火曜日

熊本県熊本市

企業立地ガイドについて

真政クラブ 小堀良江

熊本市は、水が豊富で美味しい

日本3名城の熊本城があり、歴史的な建物等も数多くある。

町の中には、レトロな路面電車が走っている。

豊富な美味しい水で栽培した野菜、なすやすいかは作付け面積が日本一。

またの本一の地下水都市と呼ばれており、地下水が市民をさえている。

水道水の100%が地下水。

この水資源は、半導体産業や食品産業にとって非常に重要な要素であり、熊本市はその恵みを享受できる、大変貴重な立地環境となっている。

蛇口をひねれば

ミネラルウォーター！

策定の趣旨

半導体受託生産最大手となる TSMC の熊本県への進出を受け、半導体関連産業の県内への設備

投資意欲が高まりを見せており、これを好機とし、半導体関連産業を中心とした、企業の新たな設備投資を本市に呼び込むための戦略的な土地利用の在り方について、熊本市半導体関連産業集積推進プロジェクトチームの個別部会である「戦略的な土地利用検証プロジェクトチーム」において協議、検討を進めてきたところ。

今後、半導体関連産業の製造業並びに物流関連企業等の集積を図り、本市産業基盤の強化と地域経済の活性化に繋げるもの。

2 位置付け

「第7次熊本市総合計画」における分野別施策「第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信」における「企業立地の促進」のため、半導体関連産業の集積と企業の立地先となる産業用地の確保

に向けた今後取り組むべき施策の方向性について示すもの、【対応時期】令和5年1月～令和11年3月(第1期)

3 熊本市の現状

県内への半導体関連企業の立地が加速

(令和3年度の熊本県への半導体関連企業の立地は過去最多22件)

停滞する本市への製造・物流系企業の立地

(令和3年度の熊本市の総立地件数(20件)の内、製造業は3件)

広域道路ネットワークの整備による地理的
優位性の高まり

(熊本県新広域道路交通計画の推進により、更なる企業の立地が期待される)

本市に対する産業用地ニーズは約 101ha

(半導体関連産業動向の結果並びに、過去 2 年間の相談状況より)

市内北東部の高速道路 IC・SIC 近接地に対する立地ニーズが高い

半導体関連産業動向調査結果より、特に製造・物流系企業のニーズが高い)

半導体関連産業をターゲットとした企業誘致の好機

熊本県内への半導体関連産業の進出

意向の高まりを受け、その流れを本市への立地につなげ半導体関連企業の集積を図ること
で、熊本における半導体製造

サプライチェーンの強靱化を図るとともに、本市における税収の増加や新たな雇用の創出が
期待できる。

加えて、企業の集積と併せてその従業員の居住誘導を図ることで、定住人口の増加や賑わ
いの創出が期待できる。

4 企業立地に向けた課題

本市製造業の低い特化係数(総生産額)と高い移出・輸出額

(本市総生産に占める製造業の割合は全国と比較し一方で、市内企業の移出・輸出額に占め
る割合は高い)

他都市と比較し、少ない工業系用途地域

(工業系用途地区(準工業・工業地域)は 1,533ha (14.2%)で、空地はほぼない状況にある)

市街化区域以外の約 9 割が農業振興地域

市街化区域以外において、工業系用途として活用可能なまとまった面積を有する用地を確保
することは難しい状況にある

農地で農振除外できそうな場所、後継者が居ない等。

計画を農林省、に確認しながら、地区計画を策定し、
農振除外の手続きを進めている。

法の縛りの中で行なっていくので、大変な部分はあるが、

メールを送りまくり、反応があった企業には、視察経費等の補助があることを伝え、とにかく熊
本市に来てみていただくよう努力をしている。

きて頂ければ、必ず気に入ってくれると思っている。

と発言に自信と熱意を感じた。

市内部では横の連携をとり、県の事業も周知し、ともに支援。

企業の立地先となる工業用地の確保が必要

◆製造・物流系企業を呼び込むための工業系用途用地の確保

◆土地利用に係る法規制への支援

5 今後の方向性

半導体関連産業の熊本への関心の高まりを受け、受入環境の整備と併せた半導体関連産業を重点ターゲットとした企業誘致に取り組むことで、本市産業構造において全国平均と比較しても低い製造業等の集積を促し、本市経済基盤の強靱化を図る。

施策 1) 熊本で「創り」「活かす」好循環を生み出す企業立地の促進

様々な分野におけるDX化や自動車におけるEV化が進む中、半導体に対する需要は今後も高まりを見せており、加えて、TSMCの進出を受け、県内への半導体関連企業の進出が加速化している。そこでその流れを本市への立地へと繋げることで、半導体関連産業の集積を促すとともに、本市への立地が進む情報通信関連産業とあいまって半導体を「創り」そして「活かす」好循環を生み出すもの。

1) 半導体関連産業を重点ターゲットとした誘致活動の展開

施策 2) 周辺環境にも配慮した企業の受入用地の確保

企業の集積に向けた土地利用に当たり、市街化調整区域における開発の防止や地下水保全をはじめとした自然環境の保護、優良農地を保全しつつ、農業者の高齢化や後継者不足といった課題を踏まえた農地の有効活用の点から、企業のニーズや公共インフラの整備状況等を踏まえ、以下の視点を持って受入用地の確保を推進する。風が品日

1) 集積推進エリアの指定

○都市計画マスタープランとの整合

○高速道路IC、SICから概ね半径1km圏内

○都市計画法第34条第14号に定める

大規模流通業務施設の指定路線沿線エリア

○既存工業団地や工場等集積地の隣接地

2 市計画の手法等を活用した土地利用の促進

3 民間とも連携した産業用地の確保

○官民連携による工業団地整備

○跡地・低未利用地等の活用

第1期目標値(～R10年度末)

産業用地確保面積 20ha

企業の立地件数 10件

半導体関連産業の熊本への関心の高まりを本市への立地につなげるため、集積推進エリアにおいて土地利用法規制への対応を踏まえた上で、工業団地造成のための適地を選定し、民間活力を活用した工業団地の造成を行う。

別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金 額 249,585 円

令和6年3月29日

会派代表者氏名 真政クラブ 森戸 雅孝

支出項目	資料購入費
内 訳	①日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで（梅沢） 4,000円×3か月分（4月～6月）＝12,000円 4,800円×9か月分（7月～3月）＝43,200円 計 55,200円
	②日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで（森戸） 4,000円×3か月分（4月～6月）＝12,000円 4,800円×9か月分（7月～3月）＝43,200円 計 55,200円
	③下野新聞 令和5年4月～令和6年3月まで（大阿久） 3,350円×6か月（4月～9月）＝20,100円 3,900円×6か月（10月～3月）＝23,400円 計 43,500円
	④日本教育新聞 令和5年11月～令和6年3月まで（福富） 2,750円×5か月分＝13,750円
	⑤朝日新聞 令和5年4月～令和6年3月まで（市村） 3,500円×1か月（4月）＝3,500円 4,000円×11か月（5月～3月）＝44,000円 計 47,500円
	⑥書籍代「君たちはどう生きるか」1,067円（森戸）
	⑦書籍代「日本保守党」1,650円（森戸）
	⑧書籍代「なぜ少子化は止められないのか」 990円－140円＝850円（森戸）
	⑨書籍代「ゼンリン住宅地図栃木市③藤岡④岩舟」 26,400円（福富）
	⑩書籍代「選挙法・政治資金法の手引き①」 4,468円（市村）
事 由	調査研究のため

債権者 住所・氏名	①読売センター藤岡 栃木市藤岡町藤岡 2605-1 ②Y C 栃木北部 栃木市箱森町 25-54 ③北関東新聞販売株式会社 栃木市箱森町 25-54 ④㈱日本教育新聞社 東京都港区白金台 3-2-10 ⑤㈱NEXTAGE さらさわ新聞店 栃木市藤岡町藤岡 5202-1 ⑥⑦⑧ 未来屋書店栃木店 栃木市箱森町 37-9 ⑨地図のオカダ企画 川崎市高津区久本 3-6-3-112
-------------------------	---

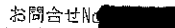
(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで		1紙目：下野新聞	
4,000円×3ヶ月分(4月～6月)=12,000円		2紙目：日本経済新聞	
4,800円×9ヶ月分(7月～3月)=43,200円 計 55,200円(梅沢)			
 読売新聞 領収書 区域006-B 全戸0101-150お問合せNo. 			
お名前 梅沢 米満 様		TEL62-3776	
藤岡町大田和285			
05年 4月分	ご利用可能ポイント 0		
銘 柄	部 数	金 額	左記の通り領収しました
1 日本経済新聞統合	1	4,000	
2			
3			
合 計	4,000円	領収日 5. 4月29日	
クック		2023年度版 大相撲力士名鑑	
		は、希望者に差し上げます	
購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。			
 読売センター 藤岡			
栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1			
電話 0282-62-2208			
			
※領面もあわせて内容を十分お読みください。			
 読売新聞 領収書 区域006-B 全戸0101-150お問合せNo. 			
お名前 梅沢 米満 様		TEL62-3776	
藤岡町大田和285			
05年 5月分	ご利用可能ポイント 0		
銘 柄	部 数	金 額	左記の通り領収しました
1 日本経済新聞統合	※ 1	4,000	
2			
3			
合 計	4,000円	領収日 5. 5月29日	
消費税税率 10.0%対象 0円消費税 0円	0円消費税 296円	令和5年10月からの法改正に基づき消費税の表示がしてあります	
クック			
購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。			
 読売センター 藤岡			
栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1			
電話 0282-62-2208			
			
※領面もあわせて内容を十分お読みください。			
 読売新聞 領収書 区域006-B 全戸0101-150お問合せNo. 			
お名前 梅沢 米満 様		TEL62-3776	
藤岡町大田和285			
05年 6月分	ご利用可能ポイント 0		
銘 柄	部 数	金 額	左記の通り領収しました
1 日本経済新聞統合	※ 1	4,000	
2			
3			
合 計	4,000円	領収日 5. 6月29日	
消費税税率 10.0%対象 0円消費税 0円	0円消費税 296円	住所・電話番号等の変更がありましたら、ご連絡ください。	
クック			
購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。			
 読売センター 藤岡			
栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1			
電話 0282-62-2208			
			
※領面もあわせて内容を十分お読みください。			

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで 4,000円×3ヶ月分(4月～6月)=12,000円 4,800円×9ヶ月分(7月～3月)=43,200円 計55,200円(梅沢)			
 読売新聞 領収書		区域006-B 全戸0101 登録番号 T3010001114431	お問合せNo. 
お名前 梅沢 米満 様 藤岡町大田和285		TEL62-3776	
05年 7月分		ご利用可能ポイント	0
銘 柄		部 数	金 額
1 日本経済新聞統合		※ 1	4,800
2			
3			
合 計		4,800円	領収日 5年7月29日
※は軽減税率(10.0%対象 8.0%対象)		0円消費税 4,800円消費税	0円 355円
クック			自動振替は13ヶ月以上購読を止 めると、再度申し込みが必要です
購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。			
 読売センター 藤岡			
栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1		電話 0282-62-2208	
 領収印			
※裏面もあわせて内容を 十分お読みください。			
 読売新聞 領収書		区域006-B 全戸0101 登録番号 T3010001114431	お問合せNo. 
お名前 梅沢 米満 様 藤岡町大田和285		TEL62-3776	
05年 8月分		ご利用可能ポイント	0
銘 柄		部 数	金 額
1 日本経済新聞統合		※ 1	4,800
2			
3			
合 計		4,800円	領収日 5年8月29日
※は軽減税率(10.0%対象 8.0%対象)		0円消費税 4,800円消費税	0円 355円
クック			P・G会員の方が自動振替にする と、毎月+30P加算されます
購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。			
 読売センター 藤岡			
栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1		電話 0282-62-2208	
 領収印			
※裏面もあわせて内容を 十分お読みください。			
 読売新聞 領収書		区域006-B 全戸0101 登録番号 T3010001114431	お問合せNo. 
お名前 梅沢 米満 様 藤岡町大田和285		TEL62-3776	
05年 9月分		ご利用可能ポイント	0
銘 柄		部 数	金 額
1 日本経済新聞統合		※ 1	4,800
2			
3			
合 計		4,800円	領収日 5年9月29日
※は軽減税率(10.0%対象 8.0%対象)		0円消費税 4,800円消費税	0円 355円
クック			トレジャーハンタークラブの申し 込みは1年間購読が原則です。
購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。			
 読売センター 藤岡			
栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1		電話 0282-62-2208	
 領収印			
※裏面もあわせて内容を 十分お読みください。			

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
-------	-------	-----	-------

日本経済新聞 令和5年4月~令和6年3月まで

4,000円×3ヶ月分(4月~6月)=12,000円

4,800円×9ヶ月分(7月~3月)=43,200円 計 55,200円(梅沢)



読売新聞 領収書

区域 006-B 全戸0101
登録番号 T3010001114431

お問合せNo. [REDACTED]

お名前 梅沢 米満 様
藤岡町大田和285

TEL62-3776

05 年 10 月分 ご利用可能ポイント 0

銘	柄	部 数	金 額	
1	日本経済新聞統合	※ 1	4,800	左記の通り領収しました
2				
3				

合 計 4,800円

※軽減税率 (10.0%対象)
(8.0%対象)

0円消費税 0円
4,800円消費税 355円

領収日 5.10.29
口座振替に変更される場合、手続
完了迄に2~3ヶ月要します

クック

購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。



読売センター 藤岡

栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1
電話 0282-62-2208

領
収
印

※裏面もあわせて内容を
十分お読みください。



読売新聞 領収書

区域 006-B 全戸0101
登録番号 T3010001114431

お問合せNo. [REDACTED]

お名前 梅沢 米満 様
藤岡町大田和285

TEL62-3776

05 年 11 月分 ご利用可能ポイント 0

銘	柄	部 数	金 額	
1	日本経済新聞統合	※ 1	4,800	左記の通り領収しました
2				
3				

合 計 4,800円

※軽減税率 (10.0%対象)
(8.0%対象)

0円消費税 0円
4,800円消費税 355円

領収日 5.11.29
12月集金は、6日頃からお問い合わせ
致しますので、お願い致します。

クック

購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。



読売センター 藤岡

栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1
電話 0282-62-2208

領
収
印

※裏面もあわせて内容を
十分お読みください。



読売新聞 領収書

区域 006-B 全戸0101
登録番号 T3010001114431

お問合せNo. [REDACTED]

お名前 梅沢 米満 様
藤岡町大田和285

TEL62-3776

05 年 12 月分 ご利用可能ポイント 0

銘	柄	部 数	金 額	
1	日本経済新聞統合	※ 1	4,800	左記の通り領収しました
2				
3				

合 計 4,800円

※軽減税率 (10.0%対象)
(8.0%対象)

0円消費税 0円
4,800円消費税 355円

領収日 5.12.29
今年も有難うございました。20
24年も宜しくお願い致します。

クック

購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。



読売センター 藤岡

栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1
電話 0282-62-2208

領
収
印

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
-------	-------	-----	-------

日本経済新聞 令和5年4月~令和6年3月まで

4,000円×3ヶ月分(4月~6月)=12,000円

4,800円×9ヶ月分(7月~3月)=43,200円 計 55,200円(梅沢)



読売新聞 領収書

区域006-B 全戸0102
登録番号 T3010001114431

お問合せNo

お名前 梅沢 米満 様

藤岡町大田和285

TEL62-3776

06年

1月分

ご利用可能ポイント

0

銘

柄

部数

金額

左記の通り領収しました

1 日本経済新聞統合

※

1

4,800

2

3

合 計

4,800円

領収日 6年1月29日

※は軽減税率 (10.0%対象
(8.0%対象)

0円消費税
4,800円消費税
0円
355円

1月より額縁の配布は終了致しました。長い間有難うございました

クック

購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。



読売センター 藤岡

栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1
電話 0282-62-2208

領収印



※裏面もあわせて内容を十分ご確認ください



読売新聞 領収書

区域006-B 全戸0102
登録番号 T3010001114431

お問合せNo

お名前 梅沢 米満 様

藤岡町大田和285

TEL62-3776

06年

2月分

ご利用可能ポイント

0

銘

柄

部数

金額

左記の通り領収しました

1 日本経済新聞統合

※

1

4,800

2

3

合 計

4,800円

領収日 6年2月28日

※は軽減税率 (10.0%対象
(8.0%対象)

0円消費税
4,800円消費税
0円
355円

トレジャーハンタークラブの申し込みは1年間購読が原則です。

クック

購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。



読売センター 藤岡

栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1
電話 0282-62-2208

領収印



※裏面もあわせて内容を十分ご確認ください



読売新聞 領収書

区域006-B 全戸0102
登録番号 T3010001114431

お問合せNo

お名前 梅沢 米満 様

藤岡町大田和285

TEL62-3776

06年

3月分

ご利用可能ポイント

0

銘

柄

部数

金額

左記の通り領収しました

1 日本経済新聞統合

※

1

4,800

2

3

合 計

4,800円

領収日 6年3月29日

※は軽減税率 (10.0%対象
(8.0%対象)

0円消費税
4,800円消費税
0円
355円

購読を止められますとポイントが利用できません。ご了承下さい

クック

購読を一度中止されますとポイントが0に戻ります。ご了承下さい。



読売センター 藤岡

栃木県栃木市藤岡町藤岡2605-1
電話 0282-62-2208

領収印



※裏面もあわせて内容を十分ご確認ください

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
-------	-------	-----	-------

日本経済新聞 令和5年4月~令和6年3月まで

4,000円×3ヶ月分(4月~6月)=12,000円

4,800円×9ヶ月分(7月~3月)=43,200円 計 55,200円(梅沢)

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 142
24500 順
4319 読
R5年4月分

銘 柄 名	部 数	金 額
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税248)	1	3,350
合計		3,350

合 計 金 額 (円)
3,350

5年 4. 29 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 142
2360 順
4319 読
R5年5月分

銘 柄 名	部 数	金 額
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税248)	1	3,350
合計		3,350

合 計 金 額 (円)
3,350

5. 5. 29 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 40
6100 順
4319 読
R5年6月分

銘 柄 名	部 数	金 額
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税248)	1	3,350
合計		3,350

合 計 金 額 (円)
3,350

5年 6. 29 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
-------	-------	-----	-------

日本経済新聞 令和5年4月~令和6年3月まで

4,000円×3ヶ月分(4月~6月)=12,000円

4,800円×9ヶ月分(7月~3月)=43,200円 計 55,200円(梅沢)

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 35

6100 順

4319 読

R5年7月分

銘 柄 名	部 数	金 額	合 計 金 額 (円)
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税248)	1	3,350	
合計		3,350	3,350

5. 7. 29 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 35

6100 順

4319 読

R5年8月分

銘 柄 名	部 数	金 額	合 計 金 額 (円)
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税248)	1	3,350	
合計		3,350	3,350

5. 8. 29 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 36

6100 順

4319 読

R5年9月分

銘 柄 名	部 数	金 額	合 計 金 額 (円)
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税248)	1	3,350	
合計		3,350	3,350

5. 9. 29 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
-------	-------	-----	-------

日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで

4,000円×3ヶ月分(4月～6月)=12,000円

4,800円×9ヶ月分(7月～3月)=43,200円 計55,200円(梅沢)

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 36

6100 順

4319 読

R5年10月分

登録番号T3040001073451

合計金額(円)

3,900

銘 柄 名	部 数	金 額
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税288)	1	3,900
合計		3,900

5.10.29 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購入ありがとうございます。上記の
金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 36

6100 順

4319 読

R5年11月分

登録番号T3040001073451

合計金額(円)

3,900

銘 柄 名	部 数	金 額
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税288)	1	3,900
合計		3,900

5.11.29 日

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購入ありがとうございます。上記の
金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 36

6100 順

4319 読

R5年12月分

登録番号T3040001073451

合計金額(円)

3,900

銘 柄 名	部 数	金 額
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税288)	1	3,900
合計		3,900

5.12.29 日

株式会社 NEXTAGE

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購入ありがとうございます。上記の
金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
-------	-------	-----	-------

日本経済新聞 令和5年4月~令和6年3月まで

4,000円×3ヶ月分(4月~6月)=12,000円

4,800円×9ヶ月分(7月~3月)=43,200円 計55,200円(梅沢)

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 39

6100 順

4319 読

R6年1月分

登録番号T3040001073451
合計金額(円)

3,900

銘 柄 名	部 数	金 額
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税288)	1	3,900
合計		3,900

6. 1. 29 日

株式会社 NEXTAG

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の
金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 37

6100 順

4319 読

R6年2月分

登録番号T3040001073451
合計金額(円)

3,900

銘 柄 名	部 数	金 額
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税288)	1	3,900
合計		3,900

6. 2. 28 日

株式会社 NEXTAG

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1410
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の
金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

領 収 証

梅沢 米満 様

栃木市藤岡町大田和285

1区 35

6100 順

4319 読

R6年3月分

登録番号T3040001073451
合計金額(円)

3,900

銘 柄 名	部 数	金 額
下野新聞※ ※は軽減税率8%(消費税288)	1	3,900
合計		3,900

6. 3. 29 日

株式会社 NEXTAG

さらさわ新聞店

(本店)〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡5202-1
TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907
(岩舟)〒329-4307 栃木県栃木市岩舟町静5144-5
TEL 0282-55-4001・FAX 0282-55-4009

ご購読ありがとうございます。上記の
金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで		1紙目：下野新聞 2紙目：日本経済新聞	
4,000円×3ヶ月＝12,000円			
4,800円×9ヶ月＝43,200円 計 55,200円 (森戸)			
Y.C. 川原田 618		お問い合わせNO. [REDACTED]	
森戸 雅孝 様			
5年 4月分 4,000円		左記のとおり正に領収致しました 5.4.29日	
※ 日本経済新聞 朝刊 1 4,000		口座振替・カード決済 も是非ご利用下さい。	
※は軽減税率対象 8%対象 4,000円 (税296円)			
Y.C. 栃木北部			
栃木県栃木市箱森町25-54 0282-23-8666 区 019 順 15-000 集 [REDACTED]			
Y.C. 川原田 618		お問い合わせNO. [REDACTED]	
森戸 雅孝 様			
5年 5月分 4,000円		左記のとおり正に領収致しました 5.5.29日	
※ 日本経済新聞 朝刊 1 4,000		口座振替・カード決済 も是非ご利用下さい。	
※は軽減税率対象 8%対象 4,000円 (税296円)			
Y.C. 栃木北部			
栃木県栃木市箱森町25-54 0282-23-8666 区 019 順 15-000 集 [REDACTED]			
Y.C. 川原田 618		お問い合わせNO. [REDACTED]	
森戸 雅孝 様			
5年 6月分 4,000円		左記のとおり正に領収致しました 5.6.29日	
※ 日本経済新聞 朝刊 1 4,000		口座振替・カード決済 も是非ご利用下さい。	
※は軽減税率対象 8%対象 4,000円 (税296円)			
Y.C. 栃木北部			
栃木県栃木市箱森町25-54 0282-23-8666 区 019 順 15-000 集 [REDACTED]			

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
-------	-------	-----	-------

日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで

4,000円×3ヶ月＝12,000円

4,800円×9ヶ月＝43,200円 計 55,200円 (森戸)

1紙目：下野新聞

2紙目：日本経済新聞



川原田 618

領 収 書

お問い合わせNO

森戸 雅孝

様

5年 7月分 4,800円

左記のとおり正に領収致しました 5. 7. 29日

新聞名	部数	金額
※日本経済新聞 朝刊	1	4,800

口座振替・カード決済
も是非ご利用下さい。

※は軽減税率対象 8%対象 4,800円 (税356円)

YC 栃木北部

栃木県栃木市箱森町 25-54 区 019 順 15-000 集



川原田 618

お問い合わせNO

森戸 雅孝

様

5年 8月分 4,800円

左記のとおり正に領収致しました 5. 8. 29日

新聞名	部数	金額
※日本経済新聞 朝刊	1	4,800

口座振替・カード決済
も是非ご利用下さい。

※は軽減税率対象 8%対象 4,800円 (税356円)

YC 栃木北部

栃木県栃木市箱森町 25-54 区 019 順 17-000 集



川原田 618

領 収 書

お問い合わせNO

森戸 雅孝

様

5年 9月分 4,800円

左記のとおり正に領収致しました 5. 9. 29日

新聞名	部数	金額
※日本経済新聞 朝刊	1	4,800

口座振替・カード決済
も是非ご利用下さい。

※は軽減税率対象 8%対象 4,800円 (税356円)

YC 栃木北部

栃木県栃木市箱森町 25-54 区 019 順 17-000 集

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで 4,000円×3ヶ月＝12,000円 4,800円×9ヶ月＝43,200円 計 55,200円(森戸)		1紙目：下野新聞 2紙目：日本経済新聞	
YC 川原田 618		登録番号：T9060001016304 お問い合わせNO	
森戸 雅孝 様			
5年10月分 4,800円		左記のとおり正に領収致しました 5.10.29	
新聞名 部数 金額 ※日本経済新聞 朝刊 1 4,800		口座振替・カード決済 も是非ご利用下さい。	
※は軽減税率対象 8%対象 4,800円 (税356円)			
YC 栃木北都			
栃木県栃木市箱森町 25-54 区 019 順 17-000 集			
YC 川原田 618		登録番号：T9060001016304 お問い合わせNO	
森戸 雅孝 様			
5年11月分 4,800円		左記のとおり正に領収致しました 5.11.29	
新聞名 部数 金額 ※日本経済新聞 朝刊 1 4,800		12月の集金は 早めにお伺いさせて 頂きます。	
※は軽減税率対象 8%対象 4,800円 (税356円)			
YC 栃木北都			
栃木県栃木市箱森町 25-54 区 019 順 17-000 集			
YC 川原田 618		登録番号：T9060001016304 お問い合わせNO 27872	
森戸 雅孝 様			
5年12月分 4,800円		左記のとおり正に領収致しました 5.12.28	
新聞名 部数 金額 ※日本経済新聞 朝刊 1 4,800		口座振替・カード決済 も是非ご利用下さい。	
※は軽減税率対象 8%対象 4,800円 (税356円)			
YC 栃木北都			
栃木県栃木市箱森町 25-54 区 019 順 17-000 集			

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
-------	-------	-----	-------

日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで

4,000円×3ヶ月＝12,000円

4,800円×9ヶ月＝43,200円 計 55,200円(森戸)

1紙目：下野新聞

2紙目：日本経済新聞



川原田 618



登録番号：T9060001016304

お問い合わせNO

森戸 雅孝

様

6年1月分 4,800円

左記のとおり正に領収致しました 6年1月29日

新聞名	部数	金額
※日本経済新聞 朝刊	1	4,800

口座振替・カード決済
も是非ご利用下さい。

※は軽減税率対象 8%対象 4,800円 (税356円)

YCC栃木北部

栃木県栃木市箱森町25-54 区019 順 17-000 集



川原田 618

登録番号：T9060001016304

お問い合わせNO

森戸 雅孝

様

6年2月分 4,800円

左記のとおり正に領収致しました 6年2月28日

新聞名	部数	金額
※日本経済新聞 朝刊	1	4,800

口座振替・カード決済
も是非ご利用下さい。

※は軽減税率対象 8%対象 4,800円 (税356円)

YCC栃木北部

栃木県栃木市箱森町25-54 区019 順 17-000 集



川原田 618



登録番号：T9060001016304

お問い合わせNO

27872

森戸 雅孝

様

6年3月分 4,800円

左記のとおり正に領収致しました 6年3月2日

新聞名	部数	金額
※日本経済新聞 朝刊	1	4,800

口座振替・カード決済
も是非ご利用下さい。

※は軽減税率対象 8%対象 4,800円 (税356円)

YCC栃木北部

栃木県栃木市箱森町25-54 区019 順 17-000 集

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
日本経済新聞 令和5年4月～令和6年3月まで		1紙目：下野新聞	
4,000円×3ヶ月＝12,000円		2紙目：日本経済新聞	
4,800円×9ヶ月＝43,200円 計 55,200円 (森戸)			

領 収 証

No. _____

森 戸 雅 孝 様

★ ￥ 43,500 -

但 R5.4～6.3月分 下野新聞購読料 ¥17

6 年 3 月 2 9 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 40278 -
消費税額等(8%) 3222 -

T 0282-0012 栃木県栃木市平柳町3-10-20

株式会社マイニチ

代表取締役 藤 野 信 治

TEL 0282-29-5551 FAX 0282-29-5553

登録番号 T 1060001017573

コクヨ ウケ-666

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
-------	-------	-----	-------

下野新聞 令和5年4月～令和6年3月まで

3,350 円×6 ヶ月=20,100 円

3,900 円×6 ヶ月=23,400 円 計 43,500 円 (大阿久)

1 紙目: 読売新聞

2 紙目: 下野新聞

領 収 証

No. _____

大阿久岩人 様

6 年 3 月 2 9 日

★ ¥ 43,500

但 下野新聞購読料 R5/4~R6/3月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒328-0012 栃木県栃木市平柳町3-10-20

株式会社 マイニキ

代表取締役 藤野信治

TEL 0282-29-5551 FAX 0282-29-5552

登録番号 T 1060001017573

領 収 証 (再発行)

No. _____

大阿久岩人 様

6 年 3 月 2 9 日

★ ¥ 40,800.-

但 読売新聞購読料 (R5/4~R6/3) 13,400 × 3 ヶ月

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒328-0075 栃木県栃木市箱根町25-54

北関東新聞販売株式会社

代表取締役 本村美成

TEL 0282(23)8068 FAX 0282(24)6546

登録番号 T9-0000-0101-6304

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
日本教育新聞 令和5年11月～令和6年3月まで 2,750円×5ヶ月＝13,750円(福富)		1紙目：読売新聞 2紙目：日本教育新聞	

新聞購読料 領収済証明書

福富 善明 様

読売新聞購読料として令和5年4月～令和6年3月分迄、お支払い
いただいております事を証明致します。

読売新聞購読料 R5年4月～R6年3月迄(1ヶ月3,400円税込)

3,400円×12ヶ月 税込合計金額 40,800円(内消費税3,024円)

令和6年3月29日

栃木県栃木市藤岡町藤岡 2605-1

読売センター藤岡 所長 東 靖雄

TEL：0282-62-2208

FAX：0282-62-3416

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
日本教育新聞 令和5年11月～令和6年3月まで 2,750円×5ヶ月＝13,750円（福富）		1紙目：読売新聞 2紙目：日本教育新聞	

領 収 証

福富 善明 様
(コード: XXXXXXXXXX)

金 額 : ¥8,250-

【 10%対象 ¥7,500- 消費税 ¥750- 】

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2023年11月 ~ 2024年1月

支払方法 : 郵便振替

領収日 : 2023/12/18

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台3-2-10

TEL 03-3280-7025

登録番号 T3010401056182

印 収
紙 入

扱
者
印

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
日本教育新聞 令和5年11月～令和6年3月まで 2,750円×5ヶ月＝13,750円(福富)		1紙目：読売新聞 2紙目：日本教育新聞	

領 収 証

福富 善明 様
(コード: XXXXXXXXXX)

金 額 : ¥5,500-

【 10%対象 ¥5,000- 消費税 ¥500- 】

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2024年2月 ～ 2024年3月

支払方法 : 郵便振替

領収日 : 2024/2/26

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台3-2-10
TEL 03-3280-7025
登録番号 T3010401056182

印 収
紙 入



(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
朝日新聞 令和5年4月~令和6年3月まで		1紙目: 下野新聞	
3,500円×1ヶ月分(4月)=3,500円		2紙目: 朝日新聞	
4,000円×11ヶ月分(5月~3月)=44,000円		計 47,500円(市村)	

領 収 証

静850-4 市村隆 様

No. _____

☆

¥47,500-

但 令和5年4月~令和6年3月分 朝日新聞代金として

6年 3月 29日 上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

株式会社 N E X T A G E

さ ら さ わ 新 聞 店

代表取締役 皿澤俊之

〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡5202-1

TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907

登録番号 T 3 0 4 0 0 0 1 0 7 3 4 5

領 収 証

静850-4 市村隆 様

No. _____

☆

¥43,500-

但 令和5年4月~令和6年3月分 下野新聞代金として

6年 3月 29日 上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

株式会社 N E X T A G E

さ ら さ わ 新 聞 店

代表取締役 皿澤俊之

〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡5202-1

TEL 0282-62-2237・FAX 0282-62-2907

登録番号 T 3 0 4 0 0 0 1 0 7 3 4 5

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	科 目
真政クラブ	資料購入費
書籍代「君たちはどう生きるか」1,067円(森戸)	
書籍代「日本保守党」1,650円(森戸)	
書籍代「なぜ少子化は止められない」990円-ポイント140円分=850円(森戸)	

未来屋書店

栃木店 TEL0282-20-0668
http://www.miralyashoten.co.jp/

領 収 証

森戸雅孝

様

2024年 3月 3日(日) 16:55

9784003315811 1920137009709
7209文庫・新書 ¥1,067

君たちはどう生きるか

小 計 ¥1,067
内税対象額 10.00% ¥1,067
内税 10.00% ¥97
合 計 ¥1,067
(うち消費税等 ¥97)

お預り ¥1,070
(消費税等 ¥97)
お釣り ¥3



A2024030300029684A

軽は軽減税率(8%)適用商品です。
登録番号 T1040001006660

販売: [redacted]
買No: [redacted]

取引 [redacted] 1点買

未来屋書店

栃木店 TEL0282-20-0668
http://www.miralyashoten.co.jp/

領 収 証

森戸雅孝

様

2024年 3月10日(日) 16:55

9784864109918 1920095015002
7401文芸・ビジネス ¥1,650

日本保守党

小 計 ¥1,650
内税対象額 10.00% ¥1,650
内税 10.00% ¥150
合 計 ¥1,650
(うち消費税等 ¥150)

お見当 ¥1,650
(消費税等 ¥150)



A2024031000018255A

軽は軽減税率(8%)適用商品です。
登録番号 T1040001006660

販売: [redacted]
買No: [redacted]

取引 [redacted] 1点買

未来屋書店

栃木店 TEL0282-20-0668
http://www.miralyashoten.co.jp/

領 収 証

2023年 5月15日(月) 19:16

9784296117628 1921233009006
7209文庫・新書 ¥990

なぜ少子化は止められない

小 計 ¥990
内税対象額 10.00% ¥990
内税 10.00% ¥90
合 計 ¥990
(うち消費税等 ¥90)

LC電子マネー ¥140
(消費税等 ¥13)
お預り ¥1,000
(消費税等 ¥77)
お釣り ¥150



A2023051500016964A

軽は軽減税率(8%)適用商品です。

販売: [redacted]
買No: [redacted]

取引 [redacted] 1点買

※「君たちはどう生きるか」

令和6年3月定例会

一般質問答弁で紹介されたため購入

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	資料購入費
書籍代「住宅地図 栃本市③藤岡⑥岩船」26,400 円 (福富)			
書籍代「選挙法・政治資金法の手引き①」4,468 円 (市村)			

領収証

No. _____

福 富 善 明 様 今 年 6 年 3 月 15 日

金額									
			7	2	6	4	0	0	+

内 消費税等

但 住宅地図 栃本市③藤岡⑥岩船

上記正に領収いたしました

ゼンリン地図・印鑑・ゴム印・印刷

地図のオカダ企画

代表者 岡 田 義 之

〒213-0011 川崎市高津区久本3-6-3-112
イトウヨーカ堂ウラ1分
TEL <044> 8 3 3 - 3 5 1 1
FAX <044> 8 3 3 - 3 2 7 3

収 入
印 紙

係

払込受領証
(コンビニエンスストア用)

払込人氏名
市村 隆 様

0920302005500
352403-8722

金額
4,468 円

選挙法・政治資金法
の手引き①

受取人
新日本法規出版株式会社

受領印

収入印紙
(コンビニエンスストア取扱い用)

受領印日附

お客様控

別記様式第2号（第3条関係）

政務活動費実績報告書

金 額 92,504 円

令和6年3月29日

会派代表者氏名 真政クラブ 森戸 雅孝

支出項目	その他の経費
内 訳	①パソコンインターネット利用料 市村議員 令和5年4月～令和6年3月まで $39,468 \text{ 円} \times 1/6 = 6,578 \text{ 円}$ 福富議員 令和5年7月～令和6年3月まで $39,501 \text{ 円} \times 1/6 = 6,583 \text{ 円}$ 小堀議員 令和5年4月～令和6年3月まで $52,668 \text{ 円} \times 1/6 = 8,778 \text{ 円}$ 大阿久議員 令和5年4月～令和6年3月まで $65,868 \text{ 円} \times 1/6 = 10,978 \text{ 円}$ ②タブレット端末通信料 令和5年4月～令和6年3月まで （森戸・川田・市村・梅澤・大阿久・小堀） 1人 $7,548 \text{ 円} \times 6 \text{ 人} = 45,288 \text{ 円}$ 令和5年7月～令和6年3月まで （福富）5,661 円 ③インク代（大阿久） $(8,170 \text{ 円} - 82 \text{ 円}) \times 1/2 = 4,044 \text{ 円}$ ④インクカートリッジ（福富） $9,189 \text{ 円} \times 1/2 = 4,594 \text{ 円}$
事 由	調査研究のため
債 権 者	①ケーブルテレビ㈱ 代表取締役高田光浩 栃木市樋ノ口町 43-5

住所・氏名	②栃木市長 大川秀子 栃木市万町 9-25 ③コジマ×ビックカメラ栃木店 栃木市箱森町 41-3 ④ケーズデンキ栃木大平店 栃木市大平町下皆川 2104-6
-------	--

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当			
市村議員			
令和5年4月～令和6年3月分 39,468円×1/6＝6,578円			
6,578円			

領 収 証 No. XXXXXXXXXX

市村 隆 様

金額 ￥39,468

但 令和5年4月～令和6年3月分
インターネット接続料として

令和6年3月11日

上記正に領収いたしました

〈税込価格〉

10%対象： ￥39,468

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市樋ノ口町43-3

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1818

登録番号:T2060001016517

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当			
福富議員			
令和5年7月～令和6年3月分 39,501円×1/6÷6,583.5円			
6,583円			

領 収 証 No. XXXXXXXXXX

福富 善明 様

金額 ￥39,501

但 令和5年7月～令和6年3月分
インターネット接続料として

令和6年3月11日

上記正に領収いたしました

〈税込価格〉

10%対象： ￥39,501

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市樋ノ口町3-5

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1818

登録番号:T2060001016517

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	科 目	その他の経費
真政クラブ		
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当		
小堀議員		
令和5年4月～令和6年3月分 52,668円×1/6 = <u>8,778円</u>		

領 収 証 No. 

小堀 良江 様

金額 ¥52,668

但 令和5年4月～令和6年3月分
インターネット接続料として

令和6年3月11日

上記正に領収いたしました

〈税込価格〉

10%対象 : ¥52,668

ケーブルテレビ株式会社 

〒328-0024 栃木県栃木市樋ノ口町3-3

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1918

登録番号:T2060001016517

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	その他の経費
自宅用パソコンのインターネット利用料 1/6 充当 大阿久議員 令和5年4月～令和6年3月分 65,868円×1/6=10,978円 <u>10,978円</u>			

領 収 証

No. XXXXXXXXXX

大阿久 岩人 様

金額 ¥65,868

但 令和5年4月～令和6年3月分
インターネット接続料として

令和6年3月11日

上記正に領収いたしました

〈税込価格〉

10%対象 : ¥65,868

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市樋ノ口町43-5

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1818

登録番号:T2060001016517

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	その他の経費
-------	-------	-----	--------

タブレット端末通信料 令和5年4月分令和6年3月分

@629円×12ヵ月×6名=45,288円(森戸・川田・市村・梅澤・大阿久・小堀)

タブレット端末通信料 令和5年7月分令和6年3月分

@629円×9ヵ月×1名=5,661円(福富)

納入通知書兼領収書

令和5年度	通知書番号 6700031829-00-00
納付者	栃木市川原田町618 森戸雅孝 様
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年4月分～令和6年3月分	
納付金額	7,548円
納入期限	
所属	15050000 議会事務局 議事課
会計	01 一般
款	21 諸収入
項	04 雑入
目	04 雑入
節	02 雑入
細節	01 雑入
説明	60 タブレット端末自己負担金等(議事課)
上記のとおり納付してください。	
栃木市長 大川 秀子	
栃木市	
収納済印	
3. 3. 1	

65000178370000



A 5 0 5 6 7 0 0 0 3 1 8 2 9 0 0 0 0 A

納入通知書兼領収書

令和5年度	通知書番号 6700031830-00-00
納付者	栃木市大平町下皆川2025-3 川田俊介 様
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年4月分～令和6年3月分	
納付金額	7,548円
納入期限	
所属	15050000 議会事務局 議事課
会計	01 一般
款	21 諸収入
項	04 雑入
目	04 雑入
節	02 雑入
細節	01 雑入
説明	60 タブレット端末自己負担金等(議事課)
上記のとおり納付してください。	
栃木市長 大川 秀子	
栃木市	
収納済印	
3. 3. 1	

65000178370000



A 5 0 5 6 7 0 0 0 3 1 8 3 0 0 0 0 0 A

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	その他の経費
-------	-------	-----	--------

タブレット端末通信料

納入通知書兼領収書

令和5年度	通知書番号	6700031831-00-00
納付者	栃木市岩舟町静850-4	
	市村 隆 様	
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年々月分～令和6年3月分		
納付金額	7,548円	
納入期限		
所属	15050000 議会事務局 議事課	
会計	01 一般	
款	21 諸収入	
項	04 雑入	
目	04 雑入	
節	02 雑入	
細節	01 雑入	
説明	60 タブレット端末自己負担金等 (議事課)	
上記のとおり納付してください。		
栃木市長 大川 秀子		
栃木市		
		収納済印

65000178370000

A 5 0 5 6 7 0 0 0 3 1 8 3 1 0 0 0 0 A

納入通知書兼領収書

令和5年度	通知書番号	6700031832-00-00
納付者	栃木市藤岡町大田和285	
	梅澤米満 様	
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年々月分～令和6年3月分		
納付金額	7,548円	
納入期限		
所属	15050000 議会事務局 議事課	
会計	01 一般	
款	21 諸収入	
項	04 雑入	
目	04 雑入	
節	02 雑入	
細節	01 雑入	
説明	60 タブレット端末自己負担金等 (議事課)	
上記のとおり納付してください。		
栃木市長 大川 秀子		
栃木市		
		収納済印

65000178370000

A 5 0 5 6 7 0 0 0 3 1 8 3 2 0 0 0 0 A

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	その他の経費
タブレット端末通信料			
納入通知書兼領収書			
令和5年度		通知書番号 6700031834-00-00	
納付者	栃木市柏倉町888-1 大阿久岩人 様		
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年々月分～令和6年3月分			
納付金額		7,548円	
納入期限			
所屬 15050000 議会事務局 議事課			
会計 01 一般			
款 21 諸収入			
項 04 雑入			
目 04 雑入			
節 02 雑入			
細節 01 雑入			
説明 60 タブレット端末自己負担金等 (議事課)			
上記のとおり納付してください。			
栃木市長 大川 秀子			
栃木市			
		収納済印	
		6. 3. 1	
65000178370000			
			
A 5 0 5 6 7 0 0 0 3 1 8 3 4 0 0 0 0 A			
納入通知書兼領収書			
令和5年度		通知書番号 6700031835-00-00	
納付者	栃木市吹上町1389-3 小堀良江 様		
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年々月分～令和6年3月分			
納付金額		7,548円	
納入期限			
所屬 15050000 議会事務局 議事課			
会計 01 一般			
款 21 諸収入			
項 04 雑入			
目 04 雑入			
節 02 雑入			
細節 01 雑入			
説明 60 タブレット端末自己負担金等 (議事課)			
上記のとおり納付してください。			
栃木市長 大川 秀子			
栃木市			
		収納済印	
		6. 3. 1	
65000178370000			
			
A 5 0 5 6 7 0 0 0 3 1 8 3 5 0 0 0 0 A			

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	その他の経費
-------	-------	-----	--------

タブレット端末通信料

納入通知書兼領収書

令和5年度	通知書番号 6700031833-00-00
納付者	栃木市藤岡町中根353-8 福富善明 様
タブレット端末通信料政務活動費充当分 令和5年7月分～令和6年3月分	
納付金額	5,661円
納入期限	
所属	15050000 議会事務局 議事課
会計	01 一般
款	21 諸収入
項	04 雑入
目	04 雑入
節	02 雑入
細節	01 雑入
説明	60 タブレット端末自己負担金等（議事課）
上記のとおり納付してください。	
栃木市長 大川 秀子	
栃木市	
	収納済印 6. 3. 1

65000178370000

A 5 0 5 6 7 0 0 0 3 1 8 3 3 0 0 0 0 A

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	その他の経費
インク代 (8,170 円ーポイント分 82 円) × 1/2 = 4,044 円 (大阿久)			
限 証  コジマ×ビックカメラ 栃木店 電話番号 0282-24-4001 大阿久 岩人 様 ¥8,170- (内、消費税等 ¥742-) お品物 () 代として 上記正に領収致しました。 「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！ その1 ポイント交換でお得にお買い物！ その2 どちらのお店でも修理を承ります！ 2023/08/11/11:07 レジNo 取引 販売員 ↓インク BC13813805HP ¥6,210 ↓インク BC1380KLPGRK ¥1,960 小計 ¥8,170 合計 ¥8,170 (内、消費税等 ¥742) 点数 2 お支払い ¥8,170 <お支払の内訳> 現金 ¥8,170 (内、消費税等 ¥742) お預かり合計 ¥10,200 釣銭 ¥2,030 (株)コジマ 登録番号 T2060001001667 現在のポイント状況 ポイント対象額 N00432863101* P82 ポイント 1% ¥8,170 今回発生ポイント 82 ポイント残高 9,428 今回のお買上げによりポイントサービスの有効 期日が2024年08月10日に延長されました。 コジマ長期保証 スマホ・パソコンを 確認できます！  詳しい内容は https://www.kojima.net/ec/guide/warranty.html			



(様式第5号)
領収書添付票

会 派 名	真政クラブ	科 目	その他の経費
-------	-------	-----	--------

インクカートリッジ 9,189 円×2 分の 1=4,594 円(福富)

新製品が安い

KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2024年 3月15日(金) 15時29分

会員番号

<明細>

1 ●インクカートリッジ/6シヨク
エプソン
4988617361409 SAT-6CL
1点
10%値引対象

・ 持帰
10%
¥5,445

2 ●インクカートリッジ/ブラック
エプソン
4988617361348 SAT-BK
4点
10%値引対象

・ 持帰
10%
¥3,744

5点/合計 ¥9,189

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥9,189
(内消費税額 ¥835)

[0111212-011080778-2310004299392]

領 収 証

2024年 3月15日(金) 15時29分

福富 善明 様

金額 ¥9,189

(内消費税等 ¥835)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥9,189
(内消費税額 ¥835)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金 ¥9,189
(内消費税等 ¥835)

現金お預かり ¥10,200
お釣り ¥1,011

登録番号:T6050001000897
株式会社ケーズホールディングス
ケーズデンキ栃木太平店
電話番号 0282-45-2001
販売担当者

店コード 220000112124

売上伝票番号

オンライン出張修理受付

コジマポイントカード規約

会員規約 コジマアクティブ 65 倶楽部会員特約 個人情報規約

第1条 (目的)

本規約は、株式会社コジマ（以下「当社」といいます。）が発行する「コジマポイントカード」（以下「カード」といいます。）の利用について諸条件を定めるものであり、第2条に定義する会員と当社間の一切の關係に適用されます。

第2条 (会員)

会員とは、本規約を承諾のうえ当社の各店舗において、カードの入会を申込み、当社が入会を認めたお客様をいいます。

第3条 (カードの発行)

入会申込書に必要事項を記入のうえ入会した会員に対して、会員証としてカードを発行いたします。

会員は、カードの署名欄に署名をするものとします。

第4条 (カードの提示)

カードは、会員本人であることを確認するためのものです。カードの提示がない場合は、各種サービスを利用することはできません。

第5条 (カードの利用権限)

カードは当社及びビックカメラグループの各店舗でご利用いただけます。

カードの利用は、カードに署名した会員本人に限り、会員が署名の無いカードを提示した場合、当社は、会員に対し、第13条の規定による本人確認を求め、またはカードの利用をお断りする場合があります。

カードは、他人への貸与、譲渡、売買および質入はできません。

カードをお持ちであっても、同業の方にはご利用をお断りすることがあります。

会員が、本規約に反するカードのご利用・お取扱いをされた場合、当社またはビックカメラグループで会員が不正行為（転売、再販売、その他営利を目的として当社またはビックカメラグループで商品を購入する行為を含みます。）をされた場合、そのカードは停止し、ご利用できなくなります。

第6条 (ポイントの還元)

会員がポイント還元対象商品の購入に際し、精算前にカードを提示した場合に限り、購入金額および決済方法に応じ、当社所定のポイントを還元します。

前項にかかわらず、カード不携帯の場合は、精算前に会員が申し出ることにより、当社は「再来店時ポイントレシート」を発行するものとし、購入日から1か月以内に、会員がこのレシートとカードを購入店舗に提示することにより、ポイントを還元するものとします。

ポイントの還元は、現金、クレジットその他当社が指定する決済方法での購入の場合に限り、還元されたポイントは、当社コンピュータに積み立てられます。

ポイント還元対象商品であっても、値引きや他の特典があった場合は、還元対象外となる場合があります。

第7条 (ポイントの使用)

み立てられたポイントは、当社及びビックカメラグループの各店舗において、次回以降の商品購入時に 1ポイント=1円換算にて、購入代金の全部または一部として使用できます。

購入代金の一部としてのポイント使用は、現金、クレジットその他当社が指定する決済方法での購入の場合に限り、掛売（当社が承認した法人に限る。）の場合は、使用できません。

使用するポイントに対しては、ポイントを還元いたしません。

ポイントの釣銭はありません。また換金はいたしません。

ポイントを還元した店舗以外でポイントを使用できるのは、還元した日の翌日以降となります。商品によっては、ポイントを使用した購入ができない場合があります。